

マドリッド協定議定書の紹介

特 許 庁

(一社) 発明推進協会アジア太平洋工業所有権センター

©2016

執筆協力： 石田国際特許事務所
弁理士 齊藤 純子

目次

はじめに	1
1. マドリッド制度の概要	2
1.1 背景	2
1.2 マドリッド制度の経緯	3
1.3 マドリッド協定	3
1.4 マドリッド協定議定書	5
1.5 マドリッド協定との相違点	6
1.6 マドリッド協定議定書の加盟国	7
2. マドリッド協定議定書のメリット及びデメリット	9
2.1 ユーザにとってのメリット及びデメリット	9
2.2 締約国官庁にとってのメリット及びデメリット	11
3. マドリッド協定議定書の利用	12
3.1.1 国際出願の準備	12
3.1.2 MM2の作成方法	13
3.1.3 料金（手数料）と納付	18
3.1.4 その他出願時における留意事項	19
3.1.5 国際出願の提出	20
3.2 本国官庁における手続	20
3.2.1 本国官庁による審査	20
3.2.2 本国官庁の認証と国際事務局への送付	22
3.3 国際事務局における手続	22
3.3.1 国際事務局における審査	22
3.3.2 国際登録手続	25
3.4 指定締約国官庁における審査手続	27
3.4.1 審査と拒絶通報	27
3.4.2 暫定的拒絶通報受領後の手続	30
3.4.3 保護認容声明	32
3.4.4 指定締約国官庁における登録の効果	35

3.5 代替	36
3.5.1 代替	36
3.5.2 代替の効果	36
3.5.3 代替の通報	36
3.6 国際登録の従属性	37
3.6.1 本国官庁での手続き	38
3.6.2 国際事務局における手続	39
3.6.3 指定締約国における効果	39
3.6.4 救済	39
3.7.1 事後指定の手続	41
3.7.2 国際事務局における手続	42
3.7.3 事後指定の効果	43
3.7.4 指定国官庁での手続	43
3.8 存続期間と更新	43
3.8.1 国際登録の存続期間	43
3.8.2 更新手続	44
3.9 その他の手続	46
3.9.1 名義人の変更	46
3.9.2 商品及びサービスの一覧表の限定	48
3.9.3 国際登録の放棄	50
3.9.4 国際登録の取消	51
3.9.5 名義人の氏名、名称、連絡先の変更	53
3.9.6 代理人の選任	54
3.9.7 代理人の名称又は住所の変更	55
3.9.8 国際登録簿の更生	56
3.10 指定国におけるステータスの記録	58
3.10.1 名義人の処分権の制限（第20規則）	58
3.10.2 ライセンスの記録（第20規則の2）	59
3.10.3 ライセンス記録の修正	61

3.10.4 ライセンス記録の取消	62
4. 日本の状況.....	63
5. 最近の動向.....	66
おわりに	67
参考情報	68
参考文献	71

はじめに

経済活動のグローバル化に伴い、国際的に活動する企業が増加し、商標の国際的保護の必要性が一層高まってきている。グローバルマーケットを考慮した経済活動を行う企業にとって外国における商標の保護獲得は必須であるところ、商標制度は原則的に各国で独立であり、商標の保護を得るためには、各国での商標制度のもとで個別に保護を得ることが必要である。

マドリッド制度は、外国における商標権を簡便かつ低廉に取得できる国際的な制度であり、すでに加盟している国においてはこの制度を利用した出願が今後ますます増えると予測できるし、また非加盟の国においても、利用を望む声が内外から聞こえるものと思われる。

本書は、マドリッド制度の一つである「マドリッド協定議定書」について、主に加盟を検討中の国の関係者の方々の参考になるよう紹介するものである。

1. マドリッド制度の概要

1.1 背景

外国で商標の保護を受けるためには、各国法制度の下で商標出願を行い、商標権を個別に取得することが必要である。

工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約（いわゆる「パリ条約」）の同盟国の国民であれば、「内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる」（パリ条約2条1項）ことから、同盟国の外国に商標出願した同盟国民は、その出願国の国民と同一の商標保護を受けることができる。

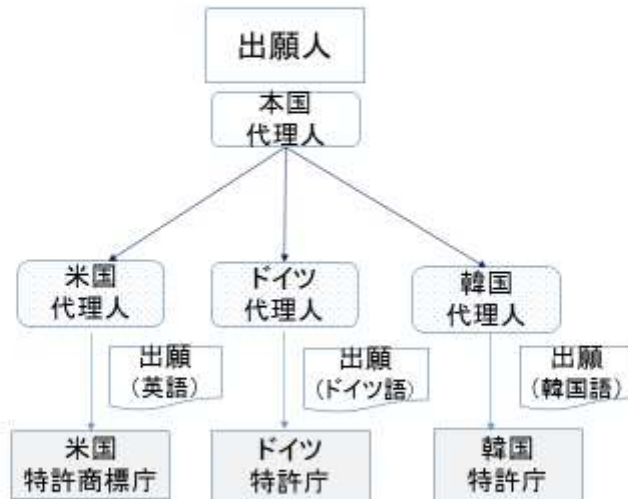
パリ条約を利用して外国へ直接出願を行って商標の保護を取得する場合、出願対象国の特許庁（知財庁）への手続きは、通常対象国の代理人によって行うこととなる。これは多くの国が自国特許庁における手続きをスムーズに進めるために、外国に居住する者が手続きを行うときは自国（対象国）の代理人によることを求めることによる。

対象国の代理人は、出願書類を作成するが、通常はその国の言語での出願となるため翻訳が必要となる。さらに国によっては、委任状や各種証明書類の提出を求めることもあり、これらの書類に公証、領事認証が必要な国もある。従って、出願人にとっては、現地代理人費用、翻訳費用、あるいは公証費用などの経済的負担が発生し、出願までの準備に時間も要する。さらに出願、登録の政府料金は現地通貨で納付するため、為替差損が発生するおそれもある。また登録後も更新期間などの管理を行うが、権利ごとの管理が必要となるため出願人の負担は軽くない。

しかしながら、出願対象国へ直接出願する場合、出願前からその国の商標制度に詳しい現地代理人によって準備が行われるため、出願後、補正、拒絶対応などもスムーズに進むことが予想でき、効率よく権利化を図ることができるという利点がある。さらに対象国での出願は他国の出願とは原則的に独立であって、他国の審査結果に影響されることはない。

直接出願の流れは概ね次のようになる。

直接出願(例: 米国、ドイツ、韓国)



1.2 マドリッド制度の経緯

本書で説明を試みるマドリッド協定議定書は、商標の国際登録制度に関する条約であり、正式名称を「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書」と言う。

マドリッド協定議定書が採択される前の1891年には、標章の国際的保護を図る制度として「マドリッド協定」が成立しており、当該協定は現在も有効であって、議定書と合わせて両条約に基づく制度を「マドリッド制度」と称している。

1.3 マドリッド協定

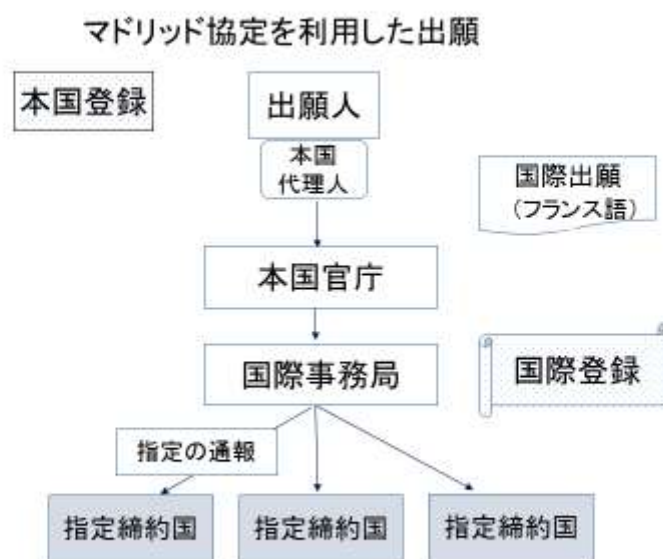
マドリッド協定は、標章の国際的保護を得るための商標登録出願、権利維持の手続などを簡略化することを目的とし、パリ条約第6条の5の「同盟国で登録された商標は他の同盟国において保護される」とする規定の特別取極として、同条約第19条に基づき1891年に成立した。条約の発効は翌1892年であり、締約できる国はパリ条約加盟国に限定される。

マドリッド協定の基本的考え方は、本国登録の保護を指定国に拡張する、というもので、その概要は、本国登録を基礎として、保護を求める対象国（締約国に限る）を指定して、本国官庁を通じて WIPO の国際事務局に所定様式の願書を提出すると、国際事務局は国際登録簿に国際登録を行い、この国

際登録時から当該標章が当該国に直接に出願されていた場合と同一の効果を得ることができる。また指定された締約国の官庁は、当該商標を国内法令により保護できないときは、指定通報を国際事務局から受けた日から1年以内に拒絶の理由と共に保護できない旨を国際事務局に通報する。拒絶の通報を受け取った国際事務局は、出願人に当該拒絶を通知し、出願人は指定国官庁に対して応答が可能である。指定通報日から1年以内に拒絶の通報がなされない場合や、拒絶通報がなされても応答により拒絶が撤回された場合には、国際登録された商標は、指定締約国において当該指定国の法律の下で保護される。

このような制度によれば、先に述べた各国への直接出願で商標の保護を取得する場合に比較して、所定様式の願書を準備して本国官庁を介して国際事務局に出願するのであるから、出願手続は簡単である。また出願時に必ずしも現地代理人の選任が必要ではなく、現地語への翻訳も不要であることから、費用の負担も直接出願に比べると軽いといえる。

以下はマドリッド協定により指定締約国での保護を受けるまでの図である。



マドリッド協定は、長い歴史をもち、主にヨーロッパ諸国で利用されてきたが、言語や保護の前提となる基礎の要件などが厳しく、この条約への加盟国は限られていた。

マドリッド協定への加盟国数が増加しない具体的理由としては以下の理由が考えられる。

(1) 使用言語がフランス語に限られている。

- (2) 国際登録の基礎は自国登録に限られるため、自国が実体審査を行う国である場合、出願から登録までに時間を要することが当然に考えられるところ、登録されるまでこの制度を利用できない。さらに審査に6か月以上かかると、パリ条約4条の優先権主張期間内に国際出願ができず、その結果、優先権を主張できない。
- (3) 指定締約国官庁が保護を拒絶する場合には、指定の通報から1年以内に拒絶通報を行わなければならないが、実体審査を行う国にとって、1年以内に審査を終了することは、バックログを抱えている場合などにはかなりの負担となる。
- (4) 国際登録から5年以内に基礎登録が無効、取消になると、国際登録は取り消され、指定締約国での保護が受けられなくなる（「セントラルアタック」と称されている）。この場合の救済手段はなく、国際登録がなされ、指定締約国で保護が認められた後に、基礎登録の無効、取消により指定締約国での保護が受けられなくなることもあり、権利の安定性が不十分である。

1.4 マドリッド協定議定書

以上の理由からマドリッド協定に加盟する国はそれほど多くなく、制度が充分活用されていなかったため、より多くの国が加盟しやすく、また商標の国際的保護を簡易、迅速、低廉に得ることができるような制度として1989年に「マドリッド協定議定書」が採択された。

マドリッド協定議定書は、正式な名称を「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書」とし、マドリッド協定と同様に、パリ条約19条に基づく特別取極である。従って、締約できる国はパリ条約の加盟国に限られる。

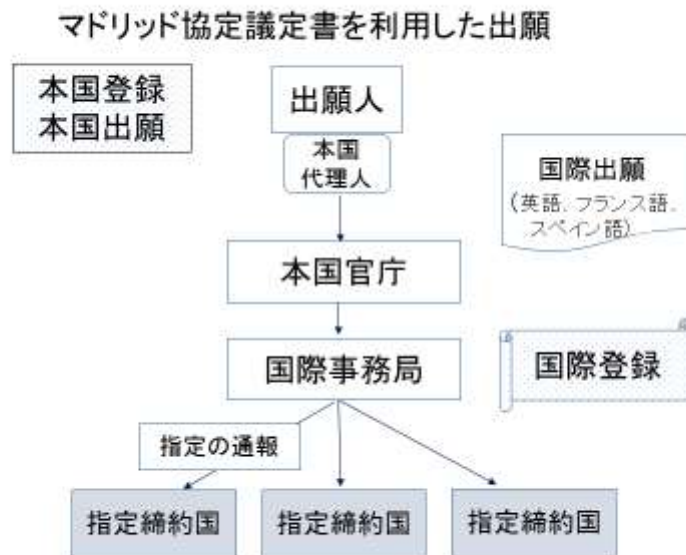
マドリッド協定議定書の発効は1995年12月1日であり、1996年4月1日より利用が開始された。

マドリッド協定議定書とマドリッド協定は相互に独立した条約であるが、両者は目的を同じくし、共通の規則を持つ。

マドリッド協定議定書の概要は次の通りである。

まず自国の商標登録または商標出願を基礎として、保護を求める締約国を指定して本国官庁を介して国際出願を WIPO の国際事務局へ提出する。国際事務局は国際出願の商標を国際登録簿に国際登録し、国際登録がなされると、登録された時から各指定締約国において直接出願されていたと同様の保護が付与される。また国際事務局は、指定締約国官庁へ指定の通報を行い、指定国官庁では、保護を拒絶する場合は、指定通報から1年または18か月の間に拒絶を国際事務局に通報する。保護の拒絶に対して出願人は指定締約国官庁へ応答することができる。

マドリッド協定議定書に基づく国際出願のフローチャートを以下に示す。



1.5 マドリッド協定との相違点

マドリッド協定議定書は、マドリッド協定の問題点を克服しようとするものでありマドリッド協定と以下の点が相違する。

- (1) 使用言語は、フランス語に加え、英語、スペイン語が認められる。いずれの言語を使用するかについては締約国が決定する。
- (2) 国際登録の基礎は本国登録または出願である。登録に至っていなくとも出願中であれば、国際登録の基礎にできる。
- (3) 指定締約国において保護を拒絶する旨の通報期間は1年、または宣言により18月とすることができる。
- (4) セントラルアタックで国際登録が取り消された場合でも、国際登録日の利益を保持したまま指定締約国への国内出願に変更できる、という救済規定がある。

以下の表は、マドリッド協定及び協定議定書の主な相違点をまとめたものである。

マドリッド協定とマドリッド協定議定書

	マドリッド協定	マドリッド協定議定書
基礎商標要件	基礎登録	基礎出願 基礎登録
出願言語	フランス語	フランス語、英語、 スペイン語
暫定拒絶通報期間	通報から1年	通報から1年または宣言 により18月
存続期間	20 年	10 年
セントラルアタック時の救済	なし	所定手続により指定締約 国への国内出願(トランフ オーメーション)が可能

5

1.6 マドリッド協定議定書の加盟国

2015年12月現在のマドリッド協定加盟国は55か国、マドリッド協定議定書の加盟国は97か国である。パリ条約の加盟国は、マドリッド協定またはマドリッド協定議定書、あるいは双方に加盟が可能である。また、欧州共同体意匠商標庁（OHIM）やアフリカ知的財産機関（OAPI）のような政府間機関は議定書に加盟することができる。

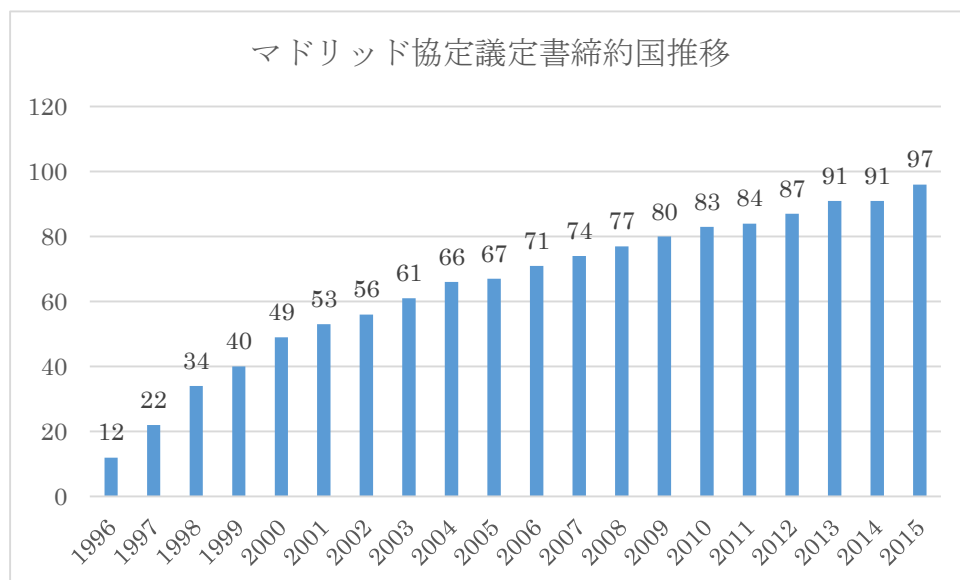
マドリッド協定とマドリッド協定議定書は独立の条約であるため、いずれの条約の加盟国であるかにより、適用される条約が相違する。たとえば、協定のみ加盟国と議定書のみ加盟国間では、共通の条約がないため、マドリッド協定、マドリッド協定議定書とも適用できず、制度の利用はできない。一方、議定書のみ加盟国と協定及び議定書の双方に加盟する国との相互の関係については議定書が適用される、と規定されているため（9条の6）、議定書の利用が可能である。

ところで、2015年7月までは、アルジェリアがマドリッド協定のみ加盟していたため、議定書のみ加盟する国とアルジェリアの間では、マドリッド制度の利用はできなかった。しかしながら、アルジェリアは2015年7月31日にマドリッド協定議定書に加盟し、2015年10月31日から議定書の効力が発生している。従って、マドリッド協定の加盟国はすべて議定書の加盟国となり、マドリッド制度はマドリッド協定議定書のもとで一元化されることになった。

以下のグラフは、マドリッド協定議定書の加盟締約国数の推移を表す。

加盟国は1996年の議定書発効以来、毎年増加してきているが、2015年には3月5日よりアフリカ知的財産機関（OAPI）で、3月11日より

りジンバブエで、6月5日よりカンボジアで、10月31日よりアルジェリアで効力が発生し、2015年12月18日にはガンビアで、また2016年3月17日にはラオスで効力が発生する予定である。

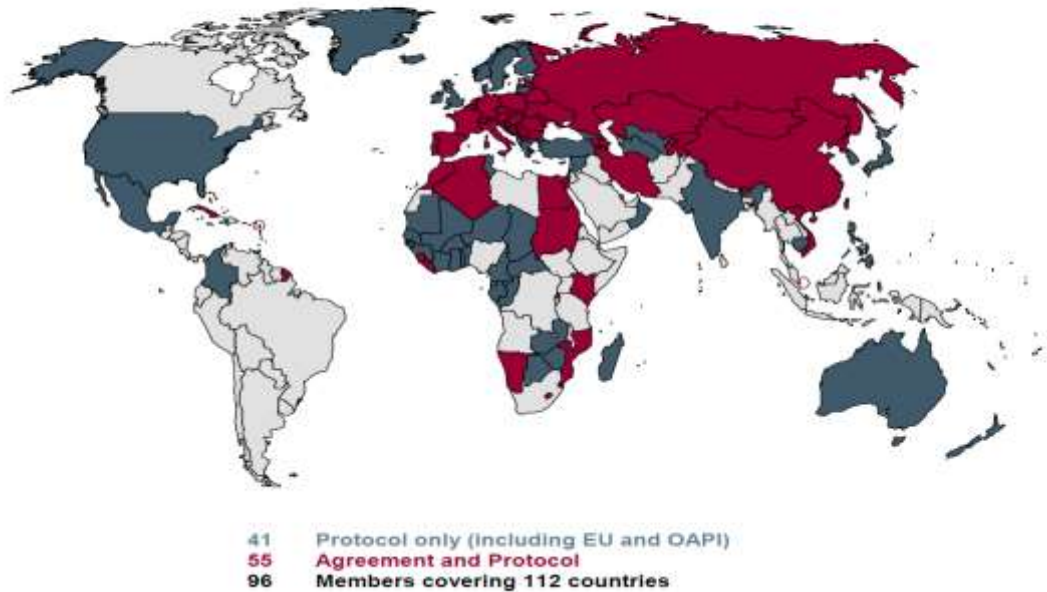


以下は、W I P Oのウェブサイトからの引用で、2015年9月現在のマドリッド制度の加盟国を示す。

http://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/highlights/2015/pdf/madrid_highlights_3_2015.pdf

マドリッド協定及びマドリッド協定議定書の双方の加盟国としてはヨーロッパ諸国が多く、日本、韓国、アメリカ合衆国などはマドリッド協定議定書のみ加盟している。一方、南アメリカ諸国及び東南アジア諸国の加盟国は少ない。しかしながら、特にアセアン諸国においては、マドリッド協定議定書への加盟に向けた準備がなされているようであり、今後の加盟が期待される。

MADRID UNION MAP



2. マドリッド協定議定書のメリット及びデメリット

既に、外国での商標権取得につき、マドリッド制度を利用した場合と直接出願による場合について簡単に述べたが、ここでマドリッド協定議定書を利用した場合のメリット及びデメリットにつき、ユーザの立場と締約国官庁の立場から、直接出願による場合と比較して説明する。

2.1 ユーザにとってのメリット及びデメリット

(1) メリット

① 出願手続の簡素化

本国官庁が指定した言語を用いて単一フォーム（公式様式 MM 2）の願書を作成し、本国官庁を介して国際事務局へ提出するのであるから、各国の所定様式に従い、各国が定める言語によって現地代理人を介して行う直接対象国へ出願する手続に比べ、簡便な手続で出願ができる。また一つの国際出願で保護を希望する複数の締約国を指定できるため、各国ごとに出願する必要がない。

さらに直接出願の際には、委任状に公証、領事認証などを求める国もあり、手続煩雑となるが、国際出願では、そのような書類を準備して提

出する必要はなく、優先権主張を伴う国際出願であっても優先権書類の提出は不要である。

② 経費の低廉化

出願時には現地代理人を必ずしも選任する必要はなく、さらに出願を指定国の言語に翻訳する必要もないため、経費が削減できる。更新の場合も、各国別に手続きを行う必要はなく、国際事務局の国際登録を更新すれば足りるため、費用の節約が可能となる。

③ 権利管理の一元化

国際登録は国際事務局の国際登録簿で管理されているため、先に述べたように更新手続、権利者の名称変更や移転登録など、各国別に行う必要はない。また、保護を希望する締約国を国際登録後に指定し、保護領域を拡張することも可能である（事後指定）。

④ 迅速な権利化

指定された締約国の官庁は、国際登録の保護について拒絶理由がある場合には、国際事務局からの指定の通報後1年以内、あるいは宣言により18月以内に国際事務局へ拒絶通報を行わなければならない。この期間内に拒絶通報がなされないと、国際登録は当該指定締約国で保護されることとなる。従って、国際登録の出願人は、出願後、指定通報から1年または18月以内に審査の結果を得ることができ、直接出願の場合のように、審査が終了するまでどの程度の時間を要するか不明であって、商標の使用開始時期の計画が立てにくいなどの事態は免れる。

（2）デメリット

マドリッド協定議定書の利用にあたっては、ユーザにとって、いくつかのデメリットも存在する。

① 基礎登録または基礎出願を必要とする。

マドリッド制度の基本的考えは、本国登録（出願）商標の保護領域の拡張であるため、マドリッド協定議定書を利用する場合には、本国における基礎登録または基礎出願の存在が必要であり、以下の要件を満たすことが求められる。

・名義人の同一性

国際出願は、基礎登録または基礎出願と同一の名義人または出願人によるなされることが必要である。

・標章の同一性

国際登録出願の標章は、基礎となる本国登録または本国出願の標章と同一でなければならない。標章の同一性の要件は厳格に解され

るため、国ごとに標章を変更して使用したい場合などは、マドリッド制度の利用は適さない。

- ・ 国際登録出願の指定商品、指定サービスの範囲

国際登録出願の指定商品、指定サービスの範囲は、基礎登録または基礎出願の指定商品、指定サービスの範囲と同一かまたはその範囲内であることが必要である。従って基礎登録、基礎出願で指定されていない商品、指定サービスを外国で展開したい場合は適さない。

- ② 基礎登録、基礎出願への従属性

国際登録から5年以内に、基礎とした本国の登録または出願が拒絶、無効、取り下げ、放棄、消滅した場合には国際登録も取り消される。指定商品、指定サービスが補正により減縮された場合は、国際登録の指定商品、指定サービスのリストから減縮部分が取り消され、結果として指定締約国での保護を受けることもできなくなる（「セントラルアタック」と称されている）。

ただし、取り消された国際登録や、減縮された指定商品、指定サービスについては一定期間内に所定の手続きを行うことにより、国際登録を各指定締約国への国内出願に変更できる（トランスフォーメーション）。

- ③ 言語

国際出願における使用言語は、英語、フランス語、スペイン語から本国官庁が選択する言語であり、これらの言語を使用しない締約国民にとっては負担となる。

- ④ 保護を拡張できる国、領域

保護が拡張できる国や領域はマドリッド協定議定書締約国及び機関に限られるため、保護を受けたい国が非締約国や領域の場合は利用できない。

2.2 締約国官庁にとってのメリット及びデメリット

マドリッド協定議定書の利用はユーザに上記のメリット及びデメリットをもたらすが、締約国官庁にとっても影響を与えるものである。

締約国官庁が受けるメリット、デメリットとしては次の点が考えられる。

- (1) メリット

- ① 指定締約国における出願の審査は、実体審査のみで足りる。すなわち、指定通報がなされる前に国際事務局において商品又はサービスの記載及び商品またはサービスの区分について審査がなされているため、指定締約国での方式審査は不要である。

- ② 国際事務局で国際登録簿に国際登録がなされると、国際事務局が定期的に発行する公報に掲載されて公開されるため、締約国における国際登録についての公表は不要である。
- ③ 個別手数料を徴収する締約国は、個別手数料が出願人から国際事務局に徴収された後、指定締約国の歳入となる。
- ④ 個別手数料を徴収しない締約国では、国際出願において指定された数に基づき 1 年ごとに付加手数料及び追加手数料が分配される。

(2) デメリット

- ① 指定締約国で国際出願に係る商標を保護できない理由がある場合は、指定通報から 1 年または宣言により 1 8 月以内に暫定拒絶を発行する。この期間内に暫定拒絶を通報しない場合は原則的に当該指定締約国について出願商標が保護される。1 年または 1 8 月以内に審査を終了することは、バックログをかかえている締約国にとっては負担となる。

3. マドリッド協定議定書の利用

マドリッド協定議定書を利用した国際登録手続について、国際出願の準備、本国官庁での審査、国際事務局での登録、指定締約国での審査の各段階に分けて簡単に説明する。

3.1.1 国際出願の準備

マドリッド協定議定書は、本国における登録商標または出願商標の保護の領域を拡張するものであり、国際出願は、指定締約国の領域で効力を有する商標権の束を国際事務局の国際登録簿に記録するための手続であり、その手続要件は次の通りである。

① 基礎登録又は基礎出願の存在

国際出願の標章は本国官庁に存在する基礎登録又は基礎出願の標章と同一でなければならない。

また国際出願の指定商品、指定サービスも基礎登録、基礎出願の指定商品、サービスの範囲と同一又はその範囲内でなければならない。範囲を超えた商品、サービスを指定できない。

なお、同じ本国官庁における複数の登録、出願を基礎とすることも可能である。マドリッド協定議定書のもとでは、出願人は住所、本籍、営業所の所在地に基づき本国官庁を選択できる。

② 出願人適格

出願できる者は、マドリッド協定議定書締約国の国民、又は締約国内に住所若しくは居所（法人であつては営業所）を有する外国人である。

国際出願は複数人による出願（共同出願）も可能だが、基礎登録または基礎出願も同じ複数の出願人によることが必要であり、かつ各出願人が出願人適格を満たすことが求められる。

③ 出願様式

国際出願は、公式様式（書面）で提出する。マドリッド協定議定書で出願する場合は、MM 2 の様式を用いて願書を作成する。

MM 2 の様式は、**WIPO** の以下のウェブサイトからダウンロードにより入手できるが、様式は随時変更されるため最新のものを使用する。

様式取得のリンク：<http://www.wipo.int/madrid/en/forms/>

なお、公式様式MM 1 及びMM 3 はマドリッド協定加盟国が国際出願時に使用する様式であったが、アルジェリアのマドリッド協定議定書へ加盟により、マドリッド協定のみに加盟する国はなくなったため、出願時の公式様式はMM 2 に統一された。

3.1.2 MM 2 の作成方法

MM 2 は複数枚にわたる書類であり、次の 1 ～ 12 欄に示される項目について記入する。

記入言語は英語、フランス語、スペイン語の 3 言語中、本国官庁があらかじめ選択した言語で行う。本国官庁は 1 つの言語のみ、又は 2 言語のみを選択することもでき、または 3 言語すべてを選択することもできる。ちなみに、日本特許庁は、英語のみを選択している。

またMM 2 の作成はタイプ印書など機器を用いて行い、手書きは署名以外認められない。

以下はMM 2 の各欄記入項目の説明である。

第 1 欄 本国官庁となる締約国の国名

本国官庁は、基礎登録又は基礎出願がなされている締約国名あるいは政府間機関（例：欧州連合）を記入する。

第2欄 出願人名称、住所、連絡先

出願人名称の欄において、出願人の氏名がラテン文字以外の場合は、その発音をラテン文字に置き換えて表示する。法人の場合は正式名称を記載する。

住所欄には、国際事務局からの連絡を受け取ることができる住所を記載する。

第4欄の代理人欄に住所が記載されていない場合は、国際事務局からの連絡はすべて出願人住所へ送られる。

連絡先には、電話番号、ファクシミリ番号を記載できる。また連絡先として E メールアドレスを記載した場合には、その後の国際事務局からの通知は当該アドレス宛の E メールによる電子媒体での通知に変更される。

なお、指定国によっては出願人が自然人のときはその国籍、法人の時は法人の法的性質、法人設立根拠のある国名又は地域名の記載を求める場合もある。

第3欄 出願資格

本国官庁と出願人の関係につき、該当するボックスをチェックする。

なお、記述されている内容を問う正当な理由がある場合、国際出願に関与する官庁は、証拠の提示を求めることができる。

第4欄 代理人の選任

国際事務局への代理人の選任を希望する場合に記入する。代理人が選任されると国際事務局からの連絡はすべて選任された代理人宛に送付される。選任にあたって、国際事務局への委任状の提出は不要である。

なお、国際出願において代理人の選任がなされることにより、代理人は国際事務局に対して手続をすることができる。

第5欄 基礎出願又は基礎登録

基礎商標が出願の場合は、その出願番号と出願日を記入する。

基礎商標が登録の場合は、その登録番号と登録日のみを記入し、出願番号、出願日は記入しない。

また、複数の出願商標を基礎商標として国際出願する場合は、それらすべての出願番号及び出願日を記入し、基礎登録の場合はすべての登録番号及び登録日を記入する。

第6欄 優先権

先の出願につきパリ条約4条の優先権主張が可能である。通常は先の出願は、国際出願の基礎出願、基礎登録である。

優先権の主張をする場合は、該当ボックスをチェックし、先の出願を行った官庁名と出願日を記入し、出願番号がわかれば出願番号を記入する。先の出願が複数ある場合、複数の優先権を主張することも可能である。また部分優先の主張もできるが、先の出願の指定商品、指定サービスが国際出願の指定商品、指定サービスに関連していないときは、先の出願の関連する指定商品、指定サービスを記入する。

優先権証明書の提出は不要である。

第7欄 標章

国際登録を求める標章の複製を表示する。標章は基礎商標と同一であることが求められるため、標章が色彩を有さない場合（白黒）の場合はこの欄 7(a)に白黒の標章を、基礎商標が色彩を有する場合は、同じ色彩を有する標章を（b）に表示する。

標章は、8 c m×8 c mの枠内に収まる大きさで表示する。

保護を求める標章が立体商標や音の商標など特別な標章の場合、基礎登録、基礎出願で提出した複製と同じものを第7欄(a)に記載し、複製について補足の記述がある場合は第9欄に記載する。

保護を求める標章について標準文字として扱われることを希望するときは、その旨を記したボックスにチェックを入れる。但し、標準文字の内容は国によって異なることから、その効果は各国の判断により、必ずしも本国と同じ効果を得られる訳ではない。

第8欄 色彩の主張

色彩が標章の識別性を有する特徴であると主張する場合には、その旨記載されたボックスをチェックし、その色彩を言葉で表示する。

また各色彩が付された標章の主要部を言語にて表示できる。

第9欄 その他の表示

- (a) 音訳 標章がラテン文字以外の文字、アラビア数字またはローマ数字以外を含む標章の場合、その音訳を記載する。
- (b) 翻訳 翻訳可能な語を含む標章の場合、その語を英語、フランス語又は／及びスペイン語の翻訳で記載できる。
- (c) 標章が造語であって翻訳できない場合、その旨記載のボックスをチェックする。
- (d) 特殊な標章 基礎商標が立体商標、音の商標、団体商標、証明標章の説明のとき、基礎商標に説明文がある場合は、標章の説明欄に同様な記載ができる。但し、基礎商標の説明文が国際出願の言語以外のときは翻訳して記載する。

- (e) 基礎登録又は基礎出願に標章の説明がある場合、同様の記述を含めることができる。
- (f) 標章の称呼（言語要素） 出願人による記載は任意であり、国際事務局はその標章に不可欠な称呼を内部処理目的で付与する。
- (g) 出願人が、標章の一部につき保護を求めないとき（ディスクレーム）保護を求めない部分を記載する。ディスクレームは国際出願全体 に対して行うもので、一部の締約国に対してのみディスクレームを行うことはできない。

基礎登録又は基礎出願でディスクレームがなされていない場合でも国際登録でディスクレームを主張できる。また基礎登録または基礎出願でディスクレームがなされていても、国際登録に含める義務はない。ディスクレームを伴わない国際登録が国際事務局で行われた後はディスクレームを行えない。

第10欄 指定商品およびサービスの表示

国際出願の指定商品及びサービスの表示をニース国際分類に従って、区分と共に記載する。区分の番号は国際分類の番号順に記載し、区分ごとに指定商品及びサービスを表示する。指定商品及びサービスを明確に表示するために、ニース国際分類のアルファベディカルリストに掲載された表示が推奨されている。

国際出願の指定商品及びサービスの範囲は、基礎登録または基礎出願の指定商品及びサービスと同一またはその範囲内であればよいが、その範囲を拡張することはできない。但し、指定商品及びサービスの表示は基礎登録または基礎出願と全く同じ用語を使わなければならない、ということではない。

指定する締約国が複数の場合、国際登録の指定商品及びサービスは指定国ごとに区分や商品、サービスを限定して記載することも可能である。従って、指定国ごとに保護を必要とする商品、サービスを検討して対応できる。

さらに締約国によって商品の包括表示を認める国、具体的な商品、サービスの表示を求める国など様々であるから、指定商品、サービスにつき、基礎出願、登録の範囲内で指定国ごとに異なる表示も可能である。

特に米国は、商品、サービスを表示する用語について独自の判断基準をもつため、米国特許商標庁は国際事務局に「米国における商品及びサービスの表示 (Madrid/2003/24)」について注意を喚起する文書を送り、米国指定する場合に米国特許商標庁がウェブで公開している

「U.S. Acceptable Identification of Goods and Services Manual (ID Manual)」を参照して記載するよう勧めている。

<http://tess2.uspto.gov/netathtml/tidm.html>

第 1 1 欄 締約国の指定

標章の保護を求める国（指定国、指定領域）のボックスにチェックを入れる。自国を指定することはできない。

欧州連合（EM）を指定する場合は、OHIM の公用語である英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、イタリア語から第 2 作業言語を選択できる。但し、ここで選択する言語は OHIM からの特定の連絡のみに用いられるもので、国際事務局との連絡に使用される訳ではない。

なお、欧州連合の加盟国で登録している標章と同じ標章について共同体商標として出願する際には、加盟国で先に登録された登録標章の利益を共同体商標に受け継ぐよう主張できる（シニオリティ）。マドリッド協定議定書による出願が欧州連合を領域指定し、シニオリティを主張する場合、第 1 1 欄の該当ボックスにチェックし、公式様式 MM 1 7 を国際出願願書に添付して提出する。

MM 1 7 には以下を記入する。

- ・ 先行する標章が登録されている加盟国
- ・ 関連する登録の発効日
- ・ 関連する登録数
- ・ 先行登録標章が登録されている商品とサービス

また、アメリカを領域指定する場合は、該当ボックスにチェックし、さらに標章の使用意思に関する宣誓書として MM 1 8 を出願願書と共に提出しなければならない。

第 1 2 欄 署名

出願人または代理人は国際出願に署名する。また署名に代えて印章等の押印により代えることができる。

第 1 3 欄 本国官庁による証明及び署名

本国官庁が国際出願を受理した日が原則的に国際登録の日となるため、本国官庁は、以下を確認し宣言をする。

- ① 国際出願の受領日
- ② 基礎登録又は基礎出願との関係
 - ・ 名義人： 第 5 欄の国際登録の出願人が、基礎登録の名義人または基礎出願の出願人と同一であること。

- ・ 標章： 第 7 欄の標章が、基礎登録または基礎出願の標章と同一であること。
- ・ 指定商品、指定サービス： 国際出願に表示される商品、サービスが基礎登録または基礎出願の指定商品、指定サービスに一致するか、または基礎登録あるいは基礎出願の指定商品、指定サービスに含まれることが必要である。国際出願の指定商品、指定サービスのリストは、基礎登録または基礎出願の商品、サービスの一覧より範囲が狭くてもよい。

国際出願が上記の要件を満たすとき、本国官庁は国際出願の第 1 3 欄に署名をし、署名日を記載して国際事務局に送付する。

なお、国際出願と基礎登録又は基礎出願の内容に不一致がある場合は、不一致について出願人に補正を要求する。不一致が解消しない限り、本国官庁は当欄に署名できない。

手数料計算表 願書の最終頁は手数料の計算表である。

手数料は、基本手数料、付加手数料、追加手数料から成り、締約国は、付加手数料及び追加手数料に代えて個別手数料を求めることができる。

願書に添付する手数料計算表には納付すべき料金額、納付方法などを記入するようになっているが、納付額の計算は、標章の色彩の有無、指定する国などにより異なるため非常に複雑である。従って、WIPO は自動的に納付額を計算できる **FEE CALCULATOR** をウェブ頁で公開している。

FEE CALCULATOR のサイト：

<http://www.wipo.int/madrid/feecalc/FirstStep>

3.1.3 料金（手数料）と納付

手数料の種類

出願時に国際事務局へ納める手数料の種類と手数料額は次の通りである。（2015年12月現在）

- ・ 基本手数料

標章が白黒の場合	6 5 3 スイスフラン
標章が色彩付の場合	9 0 3 スイスフラン
- ・ 付加手数料

一指定国ごとに	1 0 0 スイスフラン
---------	--------------
- ・ 追加手数料

国際分類の数が 3 区分を超えた一区分ごとに	1 0 0 スイスフラン
------------------------	--------------
- ・ 個別手数料

上記付加手数料、追加手数料に代えて各締約国は個別手数料を受領することを宣言できる。個別手数料の額は各締約国が決定する。

なお、個別手数料を宣言する締約国は、当該個別手数料を２段階に分けることを国際事務局長に通報できる。この場合第１の部分は出願時または事後指定時、第２の部分は当該締約国の法令に従って決定される第１の部分の支払い時期より後の日付に支払われるものとする。

国際事務局に支払われる個別手数料は、手続が記録されると国際事務局にある当該締約国の口座に払い込まれる。

さらに、締約国は、本国官庁として出願書類を受領する際、本国官庁へ直接支払われる手数料を求めることができる。

また、国際事務局へ支払う料金は、一区分における商品、サービスの数によっては加算されない。従って、一定数を超える商品を一区分内で指定すると超過料金が課される締約国（例：中国、韓国）を指定した場合でも区分数が増えない限り追加の手数料は発生しない。

納付方法

出願料金は出願前にスイスフラン建てで国際事務局へ納付する。

納付方法としては次の方法がある。

- i) 国際事務局の指定銀行口座への振込
- ii) 国際事務局に事前に口座を開設し、開設予納口座から引き落とす。
- iii) ヨーロッパ内からであれば郵便口座への送金も可能である。

国際事務局に送金がなされると、送金者に対して、国際事務局より約 10 日前後で支払の受領書（Receipt）が送付される。

なお、出願書類の提出と出願料金納付は別々に行われるため、銀行振り込みで送金する場合、国際事務局で支払の対象案件を特定できるよう、通信書の連絡欄があれば送金目的、名義人などの情報を記入する。国際事務局で支払対象案件を特定できない場合、国際出願につき料金欠陥通通報がなされることになる。

また本国官庁への手数料納付を求める締約国を本国官庁として出願書類を提出する場合は、出願時に本国官庁に規定の金額の手数料を納付する。

ちなみに、日本を本国官庁とするときは、出願時に 9,000 円の特許印紙を願書に貼付して納めなければならない。

3.1.4 その他出願時における留意事項

米国を指定する際の商品、サービスの表示についてはすでに述べたが、米国は国際事務局へ「暫定拒絶を回避するための留意点」を送り、米国

を指定する国際商標登録出願の審査を迅速化するためよくある暫定拒絶などに基づき、特定事項の表示について解説と提案をしている。
(Madrid/2009/4)

3.1.5 国際出願の提出

出願書類の提出先は基礎出願を受理し、基礎登録がなされた官庁（本国官庁）である。なお、出願人は、既に述べたように、国籍、住所、営業所の所在地などに基づき、議定書締約国から本国官庁を1つのみ選択できる。より詳細には、本国官庁とは、基礎出願又は基礎登録が存在する締約国であって、その名義人（自然人及び法人を対象とする）が（1）国民である国、（2）住所を有していること、若しくは（3）現実かつ真正の工業上または商業上の営業所を有している国または領域であり、上記（1）（2）の要件はその国の法律により決定される。また「現実かつ真正の工業上または商業上の営業所」には、不正又は架空の営業所などは該当しない。

3.2 本国官庁における手続

3.2.1 本国官庁による審査

国際出願が提出されると、本国官庁では、受領した国際出願の記載事項について、書誌的事項及び基礎登録又は基礎出願の記載について確認する。国際出願の記載事項につき基礎登録又は基礎出願との関係では次の点を審査する。

（1）名義人の同一性

国際出願の名義人は、基礎出願または基礎登録の名義人と完全に一致することが要求される。共同出願の場合、全員が一致する必要がある。

（2）標章の同一性

標章の同一性は厳格に解される。

（3）指定商品・サービスの同一性

基礎登録又は基礎出願の指定商品・サービスと同一またはその範囲に含まれていることが必要である。

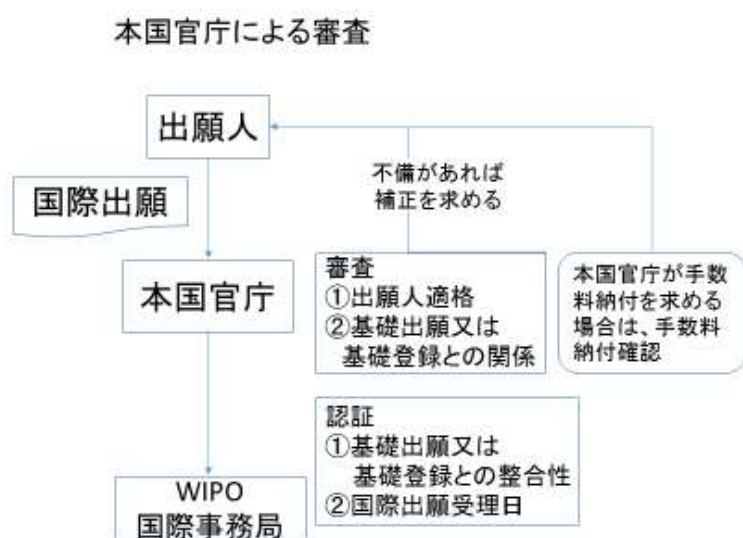
上記（1）～（3）の要件は、マドリッド協定議定書が、基礎登録又は基礎出願の本国における保護を締約国に拡張して指定締約国の領域で効力を有する、とするものであるから、国際事務局に願書を送付する前に基礎登録または基礎出願が存在する本国官庁が審査を行うのである。

上記（１）～（３）につき不備がなく、国際出願願書の記載と基礎登録又は基礎出願の整合性に問題がない場合、本国官庁は国際出願願書MM 2の第１３欄に署名して認証し、併せて国際出願の受理日も認証する。

また上記の審査に加え、国際出願時に本国官庁への手数料納付を義務付ける場合は、手数料納付の有無についても確認を行う。

本国官庁が日本特許庁のとき、（１）～（３）につき不備を発見した場合は名義人に方式不備通知を発行し、通知を受けた名義人は通知日から１４日以内に訂正した差替用の書面を本国官庁に提出できる。

また、本国官庁への手数料未納または不足の場合については各締約国で対応が行われるが、日本が本国官庁の場合は手数料補正指令が発せられる。この通知に対し、１４日以内に手続補正により適正な手数料が納付されれば手続が続行し、納付がなされないときは、国際出願は却下処分となる。



本国官庁が出願様式(MM 1 2)にて行うべき認証は次の事項である。
(規則 9 条)

- ・ 願書の受理日。
- ・ 基礎登録又は基礎出願との関係。
- ・ 国際出願の出願人が基礎登録の名義人又は基礎出願の出願人と同一であること。
- ・ 国際出願の標章が基礎登録又は基礎出願の標章と同一であること。
国際出願の標章が立体標章、音響標章、又は団体標章、証明標章、

保証標章であると表示されているとき、標章の言葉による記述、色彩の主張がなされているときは、基礎登録又は基礎出願にも同じことが表示されていること。

- ・ 国際出願の商品又はサービスが基礎登録または基礎出願の商品又はサービスの表示に含まれていること。

なお、本国官庁は、必要な範囲内において、提出された出願様式の内容をチェックする。

3.2.2 本国官庁の認証と国際事務局への送付

国際出願について上記の審査の後、本国官庁は認証を付した上で国際出願を国際事務局へ送付する（第3条）。

本国官庁による認証事項につき国際出願に不備があり、本国官庁の求めにも拘わらず訂正がなされない場合、不備を含む国際出願は本国官庁の認証なしで国際事務局に送付される。その場合、国際事務局から欠陥是正通報が送付されることになる。

本国官庁が出願を受理した日から2月以内に国際事務局が本国官庁から出願書類を受理した場合は、本国官庁での受理日が国際登録日となり、本国官庁での審査などにより国際事務局が国際出願を受理するまでに2月を超えた場合は、国際事務局の受理日が国際登録日となり、登録日が繰り下がる。従って、本国官庁が国際出願を受理した日から2月以内に当該国際出願が国際事務局に受理されることが望ましい。

3.3 国際事務局における手続

3.3.1 国際事務局における審査

国際事務局は、本国官庁から受理した国際出願につき、規則に定める方式審査を行い、欠陥がある場合は本国官庁と出願人に欠陥通報を送付する。欠陥通報には次の3種類がある。

（1）商品及びサービスの分類の分類欠陥通報（第12規則）

国際出願の指定商品及びサービスが適切な区分に分類されていない、または類番号が付されていない、類番号が誤っている、と国際事務局が判断する場合、国際事務局は区分の提案を示して本国官庁へ通報し、出願人にその写しを送付する。

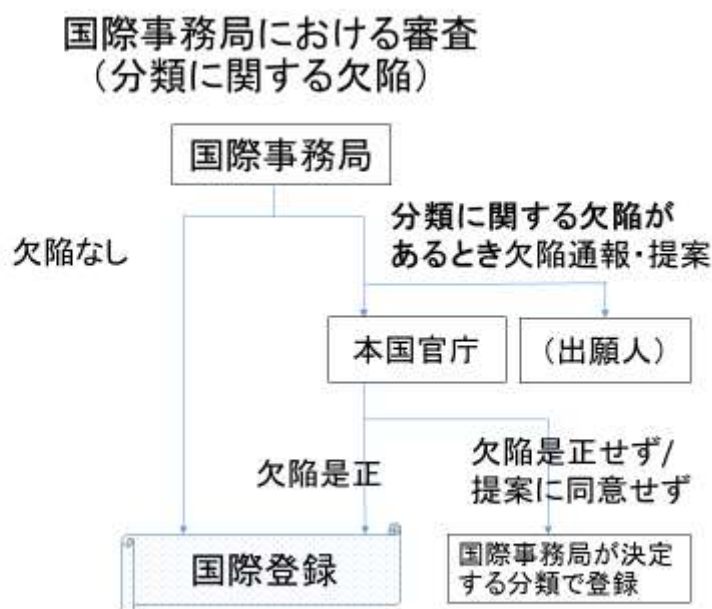
分類欠陥通報を受領した本国官庁は、国際事務局の提案につき通報日から3月以内に意見を述べることができる。出願人は本国官庁を介して

国際事務局に意見を伝えることができる。但し、出願人は国際事務局に直接応答することはできない。

国際事務局は、本国官庁からの意見を検討し、先にした提案の取下げ、修正、または追認するか判断し、再度の通知を出す場合もある。

指定商品及びサービスが帰属する区分の最終判断は国際事務局が行い、国際事務局はその最終的判断につき責任及び権限をもつ。そして国際事務局は最終判断に基づき国際登録を行い、登録された区分は後に変更されることはない。国際事務局の最終判断により区分数が増えた場合は追加手数料の納付が必要となるが、納付は直接国際事務局に対して行う。

分類に関する欠陥についての国際事務局における審査手続概略を以下のフローチャートに示す。



(2) 商品及びサービスの表示に関する欠陥通報（第13規則）

国際出願の指定商品及びサービスの表示に使用された用語が、分類上きわめて不明確、理解ができない、または言語上誤っている、と国際事務局が判断したとき、国際事務局はその旨の通報を本国官庁及び出願人に送付する。

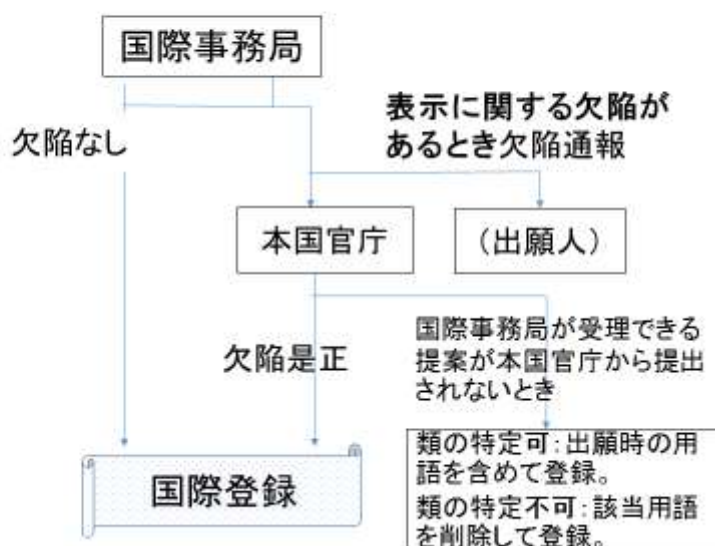
本国官庁は、通報日から3月以内であれば欠陥についての是正を提案できる。また出願人は本国官庁を介して意見を伝えることが可能だが、上記(1)の分類欠陥通報の場合と同様に、出願人は国際事務局に直接応答できない。

国際事務局が本国官庁の提案に同意する場合、または本国官庁が国際事務局の提案に同意する場合は、同意する提案に基づき用語を変更する。

一方、同意できる欠陥是正提案がない場合で、当該商品及びサービスの類が本国官庁により特定されているとき、国際事務局は、「理解不能」などの表示を付した上で国際登録にその表示を残し、また当該商品及びサービスの類が特定されていない場合は該当用語を削除する。

商品およびサービスの表示に関する欠陥についての国際事務局における審査手続概略を以下のフローチャートに示す。

国際事務局における審査 (商品及びサービスの表示に関する欠陥)



(3) その他の欠陥通報 (第11規則)

上記商品及びサービスの分類、表示に関する欠陥以外で本国官庁が是正すべき欠陥、又は出願人が是正すべき欠陥がある場合、国際事務局は欠陥通報を本国官庁及び出願人に送付する。

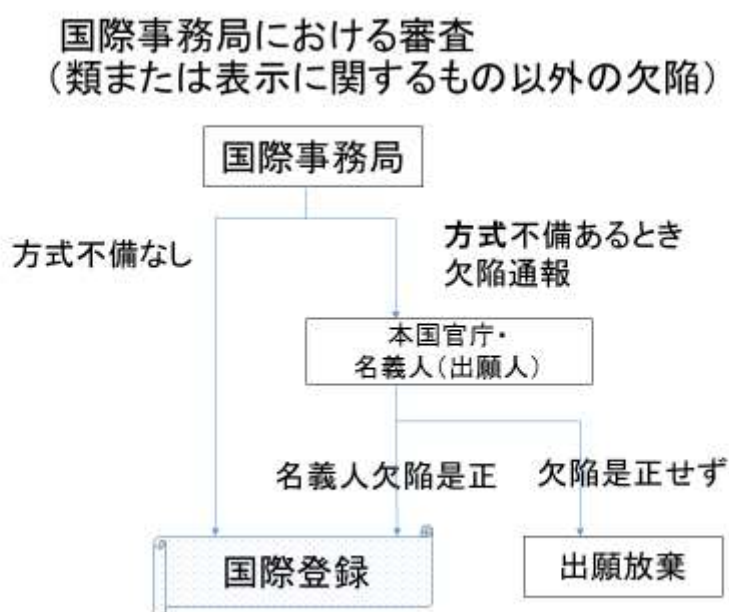
本国官庁が是正すべき欠陥の例としては、正しい公式様式によって作成されていない出願、本国官庁の署名がない出願などがあり、また出願人が是正すべき欠陥の例としては、優先権に関する表示指定が不十分である、標章の複製が不鮮明である、国際出願の指定締約国について限定された商品及びサービスが商品及びサービスの主たる表示に入っていない、あるいは、手数料が不足し又は未納の出願などがある。

この欠陥通報に対し、本国官庁または出願人は、通報の日から3月以内に欠陥を是正することができるが、是正が行われなときは、国際出

願は放棄されたものとみなされ、国際事務局はその旨を本国官庁及び出願人に通報する。

なお、国際出願が放棄されたものとみなされた場合は、国際事務局は基本手数料の半額を差し引いた後、支払われた手数料を返還する。

以下は、その他の欠陥に関する国際事務局の一般的な審査手続概略を示すフローチャートである。



なお、指定締約国に、米国のように出願書類と共に使用の意思の宣言書（MM 1 8）の提出を求める国を含む場合、必要な宣言書が提出されていない等の欠陥があるときは、国際事務局は直ちに本国官庁及び出願人にその旨を通報する。

出願人が是正した宣言書を本国官庁へ提出し、当該宣言書が本国官庁による国際出願の受理日から2月以内に国際事務局によって受理された場合、当該宣言書は、国際出願とともに国際事務局に受理されたものとして扱われる。しかし、2月の期間内に是正された宣言書が国際事務局に受理されないときは、標章の使用意思の宣言書を要求する締約国の指定はなされなかったものとみなされ、国際事務局はその旨を本国官庁及び出願人に通報する。

3.3.2 国際登録手続

(1) 国際登録及び関係官庁への通報

国際事務局は、国際出願に不備がないと判断した場合、標章を国際登録簿に登録し、国際登録を行ったことを指定締約国官庁に通報（指定通報）する。また本国官庁に通知するとともに、出願人（名義人）に登録証明書と領収書を送付する。但し、登録証明書を本国官庁経由で出願人に送付することを本国官庁が希望し、その旨を国際事務局に連絡している場合、登録証明書は本国官庁を経由して名義人に送付される。

なお、国際登録の言語は、英語、フランス語及びスペイン語の3か国語である。（第6規則（3））。

国際登録には次のものが含まれる（第14規則（2））。

- ① 国際出願に関するすべての情報（名義人名、住所、代理人、標章、指定商品・サービスなど）
- ② 国際登録の日付と番号
- ③ 各指定締約国に関してマドリッド協定に基づき指定されたかマドリッド協定議定書に基づき指定されたか
- ④ 標章が図形要素の国際分類により分類可能であって、標準文字の宣言を含まないときはその図形分類の記号
- ⑤ シニオリティが主張されている場合はその情報

（2）国際登録日

本国官庁が国際出願を受理した日から2月以内に国際事務局が国際出願を受理したときは、本国官庁が受理した日が国際登録日である。

本国官庁が国際出願を受理した日から2月以内に国際事務局が当該国際出願を受理しなかったときは、国際事務局が実際に国際出願を受理した日が国際登録日として記録される。

なお、国際事務局が受理した国際出願が以下の要素のすべてを含まない場合、国際事務局は本国官庁に欠陥を通報するが、この通報日から2月以内に不足要素の最後のものを国際事務局が受理した場合の国際登録日は、不足要素を含む国際出願を本国官庁が受理した日である（第15規則）。

一方、国際事務局が不足要素を受理した日が通報から2月経過後の場合は、不足要素の最後のものが国際事務局に届いた日が国際登録日となる。但し、通報から3月以内に欠陥が是正されない場合、その国際出願は放棄されたものとみなされる（第11規則）。

国際出願に含まれるべき要素は、次の通りである。

- ① 出願人の特定
- ② 指定した締約国
- ③ 標章の複製

④ 標章の登録を求める商品及びサービスの表示

(3) 国際公表

国際登録がなされると、国際事務局が定期的に発行する公報に国際登録のデータを掲載し、電子データベースを作成し公開する。公表は登録の記録の言語である英語、フランス語及びスペイン語でなされる。

(4) 国際登録の効果

① 国際登録の効果の拡張

国際登録の効果は、国際出願で出願人が指定した締約国へ拡張する（3条の2、3条の3）。

国際登録の記録の日以降、各指定締約国における標章は、各指定国の官庁に直接出願されていたときに与えられる保護と同じ保護が与えられる（4条）。

指定締約国官庁が拒絶通報期間（1年または宣言により18月）内に拒絶通報を行わずに当該期間が経過すると、各締約国の標章は国際登録日以降、その官庁に登録されていた標章と同じ保護を受ける。

ここで、各締約国における保護は、各国の法律により個別に与えられる。

② 存続期間

国際登録の存続期間は国際登録日から10年であり、10年ごとに更新が可能である。

3.4 指定締約国官庁における審査手続

国際登録の後、国際事務局から指定の通報を受けた指定締約国は、国際出願につき実体審査を開始する。指定締約国は、通報から1年、あるいは宣言により18月以内に保護を与えることができない旨を拒絶通報で宣言できる（暫定拒絶通報）（5条（2））。

3.4.1 審査と拒絶通報

(1) 拒絶理由

指定国官庁は、自国の法律に基づいて国際登録の審査を行い、保護ができない理由があれば、すべての理由を記載した拒絶の通報を国際事務局宛に行う。通報の様式としてはW I P OのW E Bに官庁向け情報としてモデル様式が掲載されている（様式3）。

http://www.wipo.int/madrid/en/contracting_parties/model_forms.html

拒絶の理由としては、通常、標章の識別性や公序良俗などに関する絶対的拒絶理由と、先に生じている他人の商標権などとの抵触に関する相対的拒絶理由がある。日本のように両拒絶理由について審査する国と、欧州共同体商標の場合のように絶対的拒絶理由についてのみ審査を行い、相対的拒絶理由については、異議申立などがなされた場合に、当事者で争って解決する制度をとる国（領域）がある。

但し、各国の法律が一定数以上の類又は一定数以上の商品若しくはサービスを指定する標章登録を認めない、としている場合も、国際登録については、上記の理由のみによって保護の拒絶を行うことはできない（5条1項）。換言すれば、指定締約国の法令が限定された数の類においてのみ、または限定された数の商品又はサービスの登録のみが許可される、という理由によっては国際登録の保護を拒絶できない。

また、指定商品及びサービスの分類については国際事務局の判断が最終であるため、国際登録の分類に従う。一方、商品及びサービスの表示については、指定締約国の法律に基づき、具体的な表示への限定を求めることもできるし、また表示が不明確であるという理由で補正を求めることもできる。

なお、国際出願の標章で標準文字の宣言があっても、標準文字の範囲は国によって異なるため、標準文字の効果は締約国の判断による。

（2）拒絶通報期間

拒絶理由は国際事務局からの領域指定の通報日から1年以内、または18月の宣言をしている場合は18月以内に国際事務局へ通報するが、この期間内の通報は必ずしも最終処分 of 通報である必要はなく、暫定的な拒絶の通報を意味する。

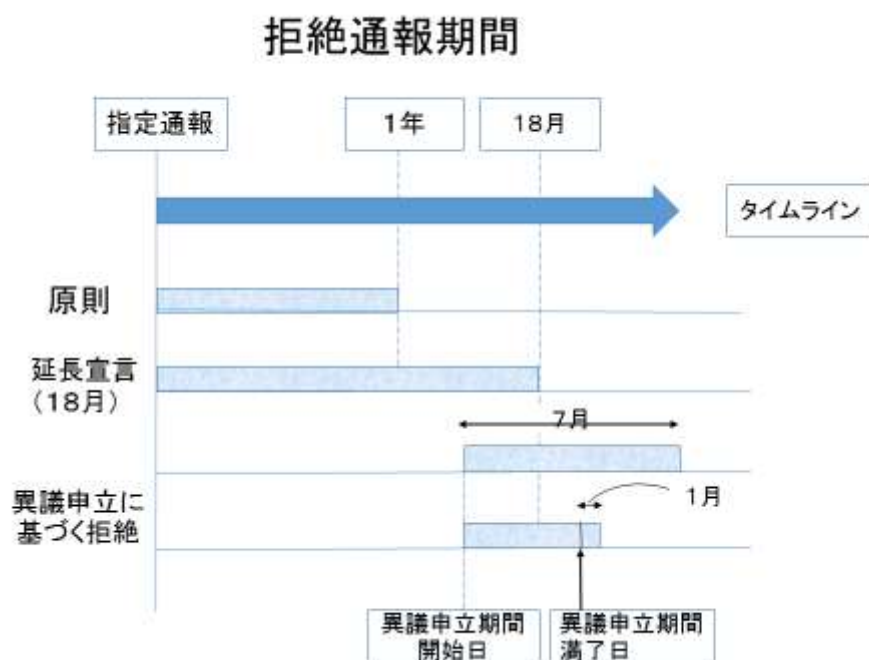
また18月を宣言した指定締約国は、異議申立に基づく拒絶通報期間について、次の条件を満たす場合は、18月経過後でも拒絶通報が可能である（5条2項）。

- ① 異議申立が18月の期間満了後になされる可能性があることを、期間経過前に国際事務局に通報し、
- ② 異議申立期間の満了日から1月以内、かつ異議申立の開始日から7月以内に拒絶通報を行うこと（5条2項（c））。

上記①の通報には、異議申立の開始と終了の日付が分かれば、その日付を示し、通報時に日付が不明である場合は、分かった時点で直ちに国際事務局に通報する。なお、上記①の通報の様式として、モデル様式（様式1、2）が国際事務局のWEBに掲載されている。

http://www.wipo.int/madrid/en/contracting_parties/model_forms.html

以下は、拒絶通報期間を場合に分けて示した図である。



(3) 暫定的拒絶通報

暫定的拒絶通報は、指定国官庁が当該指定国において保護が与えられないと判断する理由を述べたもの（職権による暫定的拒絶）、又は異議申立のために保護が与えられない旨を述べたもの（異議申立に基づく暫定的拒絶）、またはこれらの双方から成るが、1通の拒絶通報には1つの国際登録のみについて記載される。

暫定的拒絶通報には次の情報が含まれる（第17規則（2））。

- ① 通報を行う官庁
- ② 国際登録番号
- ③ 対応する法令の規定と暫定的拒絶の根拠となるすべての理由
- ④ 暫定的拒絶が、国際登録の対象となる標章が抵触すると思われる先行標章の出願又は登録に言及する場合は、その引用標章の出願日及び番号、所有者の氏名又は名称、引用標章の対象となる商品又はサービスの一覧など

- ⑤ 暫定的拒絶理由がすべての商品及びサービスに影響する拒絶の根拠とする理由、または暫定的拒絶により影響を受ける商品及びサービスの表示若しくは影響を受けない商品及びサービスの表示
- ⑥ 暫定的拒絶への応答期間および応答にあたって指定締約国内に住所を有する代理人の選任が必要かどうか
- ⑦ 暫定的拒絶の理由の根拠となる法令の参照規定
- ⑧ 暫定的拒絶が異議申立に基づく場合は、上記に加え、異議申立の事実、異議申立人の氏名と住所、及び異議申立の根拠となる先行引用商標及びその商品及びサービスのリスト

暫定的拒絶は、英語、フランス語、スペイン語から各指定国が選択した言語で作成されるが、引用商標の商品及びサービスのリストは、当該引用する出願又は登録の言語を用いて表記することができる。

先に述べたように、暫定的拒絶通報は日付を付して所定期間内に国際事務局に送付される。

なお、所定期間内に暫定拒絶通報が送達されたか否かの判断は、郵送の場合はその消印に一致するものとみなされる。

3.4.2 暫定的拒絶通報受領後の手続

(1) 国際事務局の手続

国際事務局は、暫定的拒絶通報が送付された日付の表示と共に暫定的拒絶通報を国際登録簿に記録し、暫定的拒絶が全体的拒絶か、または部分的拒絶かを示して公報で公表する。部分的拒絶の場合は、暫定的拒絶に影響される商品の類が公表される。

暫定的拒絶は、本国官庁がその写しの受領を希望する旨国際事務局に通報しているときは、本国官庁にこれらの写しが送付され、同時に名義人に送付される（第17規則（4））。

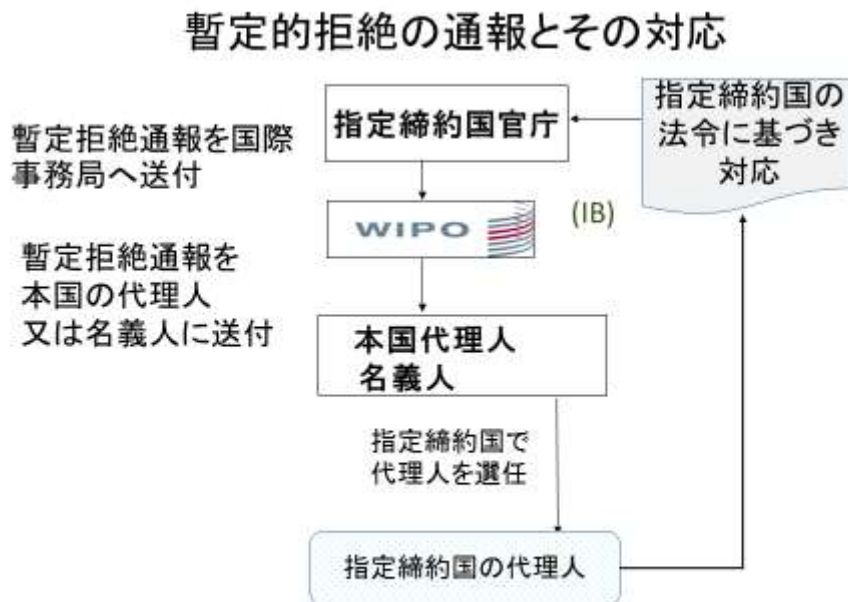
指定締約国官庁から国際事務局に送付された暫定的拒絶通報に欠陥があるとき、たとえば国際登録番号が含まれないとき、拒絶理由が表示されていないとき、拒絶通報が遅れて送付されたときなどでも、国際事務局は国際登録簿に当該暫定的拒絶を記録し、そのような暫定的拒絶を通報した官庁に、是正された通報を2月以内に送付するよう指令する。また名義人に対しても欠陥がある暫定的拒絶通報を送付するが、その際国際事務局は、そのみでは暫定的拒絶通報とはみなさない旨とその理由を名義人に通報し、さらに本国官庁に暫定的拒絶を通報している場合は、通報を受領した本国官庁にも欠陥がある暫定的拒絶であることを通報する（第18規則）。

(2) 名義人による手続

① 対応

暫定的拒絶通報を受領した名義人は、拒絶通報を発行した指定国官庁に直接出願をしていたときと同じ救済を受けることができる（5条3項）。従って、拒絶通報を受領した名義人は、指定締約国官庁に対し、なんらかの対応手続きをすることができる。但し、自国官庁に対して在外者が手続きをする場合には、自国内に住所を有する代理人によることを義務付けている締約国が多いことから、通常は指定締約国内の代理人を選任して対応手続を行う。

指定締約国官庁による暫定的拒絶通報の送付から、名義人（代理人）による対応手続の流れは概ね次の通りである。



② 指定商品及びサービスに関する拒絶理由への対応

拒絶理由が指定商品及びサービスの表示に関するものである場合、あるいは他人の先行登録商標を引用するものである場合に、拒絶を解消するため、直接指定締約国官庁に対して指定商品及びサービスの表示の補正や減縮を行って対応すると、その商品及びサービスの補正や減縮は、当該指定締約国との関係のみにおいて国際登録の指定商品及びサービスが変更される。換言すれば、指定締約国における指定商品及びサービスの補正や減縮は、国際登録の他の指定締約国における保護には影響を及ぼさない。

③ 国際事務局に対する対応手続

拒絶の理由が指定商品及びサービスの表示に関するもののみの場合、指定締約国官庁に直接補正や減縮手続をして対応せずに、国際事務局宛に「商品およびサービスの一覧の減縮登録の請求（リミテーション）」としてMM6を提出して、当該指定締約国における指定商品及びサービスの減縮を行うことができる。

但し、指定締約国での暫定的拒絶通報への応答期間中にリミテーションによる減縮手続を行わない場合は、指定国官庁によっては、設定期限内の応答がないとして、拒絶査定を発行することもある。

④ 商品及びサービスの表示や減縮以外に関する暫定的拒絶の理由

暫定的拒絶が絶対的拒絶理由など、指定商品およびサービスに関する理由以外を根拠にする場合は、名義人は指定国官庁に対して意見書を含む応答書を提出して対応することになる。

3.4.3 保護認容声明

指定締約国へ指定通報がなされ、拒絶通報期間内に暫定的拒絶通報の送付がない場合は、自動的に指定締約国で標章の保護が認められる。しかしながら、名義人にとっては何ら通知がないと不安であることから、指定国における保護のステータスを確認できるよう、2009年9月1日発効の改正規則により、指定国官庁は審査終了段階で保護認容声明を国際事務局に送付することになり、2011年から義務化された（第18規則の2及び3）。

ただ保護認容の声明の送付は指定国官庁に義務付けられているものの、声明を送付しなくても指定国官庁に法的責任は生じない。

（1）指定国官庁による最終処分について（規則18の3）

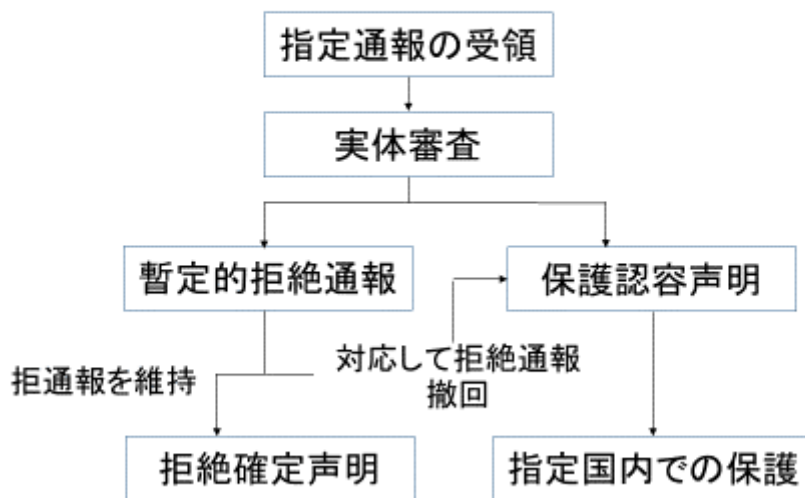
- ① 拒絶通報期間満了前に指定締約国での審査が終了し、拒絶理由を発見しない場合、指定国官庁は通報期間満了前に速やかに「保護認容の声明」を国際事務局へ送付する。
- ② 暫定的拒絶通報を送付し、指定国官庁に対する全ての手続きが完了した後、指定国官庁は国際事務局に次のいずれかを送付する。
 - i) 暫定的拒絶が撤回され、当該標章は、保護を求めたすべての商品及びサービスについて当該指定国での保護が認容されたとする声明。
 - ii) 当該指定国において標章の保護が与えられる商品及びサービスを表示した声明。
- ③ 全部を拒絶する暫定的拒絶の通報を国際事務局に送付し、全ての審査が完了し、すべての指定商品及びサービスについて当該指定国で

の保護の拒絶の確認を決定した場合は、その旨の声明（拒絶確定声明）を送付する。

- ④ 上記保護認容声明、又は拒絶確定声明の送付後になされた更なる決定が標章の保護に影響を与える場合は「更なる声明」を国際事務局へ送付する。

これらの声明の様式についてはW I P Oモデル様式4～7がある。

指定国における審査手続



（２） 証明書の発行

保護認容声明が出された後、締約国によっては官庁が保護範囲を示す独自の証明書を発行する場合がある（米国、韓国、日本など）。また請求により証明書を発行する国（例：中国）もある。

（３） 中間ステータス（第１８規則の２）

職権審査の完了後、第三者による異議申立、または意見の表明の可能性があると、指定国官庁は任意にその旨の声明を国際事務局に送付することができる。

国際事務局は指定国官庁から受領したいずれの声明も国際登録簿に記録して名義人に通報する。

（４） 国際登録の指定締約国での効果の無効

締約国の領域で国際登録の効果が無効となる場合があるが、この場合、権限がある当局による無効の決定は、名義人に自己の権利を防御する機会を与えることなく行うことはできない（5条3項）。国際登録の効果が無効となり、無効についてもはや抗告の対象とならない場合、無効を宣言した締約国官庁は、無効の決定を国際事務局に通報する。この通報には次の事項を含める（第19規則）。

- ① 無効を宣言した当局
- ② 無効がもはや抗告の対象とならないことの実事
- ③ 国際登録番号
- ④ 名義人の氏名、名称
- ⑤ 無効がすべての商品・サービスに影響しないときは、無効が宣言された商品・サービスまたは無効が宣言されていない商品・サービス
- ⑥ 無効の宣言日、効力発生日

無効の決定の通報を受けた国際事務局は、無効及び無効の通報に含まれる情報を国際登録簿に記録し、名義人に通報する。

（5）個別手数料の二段階納付について

ところで、各締約国は、個別手数料を二段階で徴収することを宣言できる（第34規則（3））。保護認容後に第二部分の個別手数料を求める国は2015年9月現在、日本、キューバの2国である。2015年まで、ガーナも第二部分の個別手数料納付を求めているが、二段階納付を撤回する旨の通知を発行するとともに個別手数料額を変更し、2015年8月10日以降ガーナにおける第二部分の個別手数料の納付は不要となった。

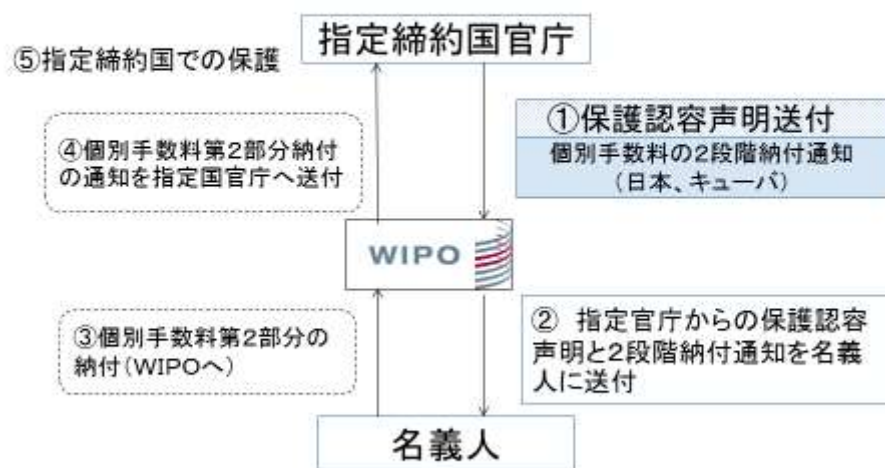
二段階の個別手数料徴収を宣言する指定締約国は、保護認容声明と共に個別手数料の第二部分の支払い時期、該当する国際登録番号、名義人の氏名、名称などを国際事務局に通報し、国際事務局は該通報を名義人（国際事務局に対する代理人）に送付する。名義人（代理人）が個別手数料の第二部分を支払う先は国際事務局である。

名義人（代理人）が個別手数料の第二部分を設定された期限内に国際事務局に支払うと、国際事務局はその旨を関係する指定締約国に通報する。指定国が日本の場合、通報を受理した後に日本特許庁は商標権の設定の登録を行い、その後、国内商標法に基づいて、商標登録証が商標権者（又は日本国内代理人）に交付される。

一方、第二部分の個別手数料が設定された期間内に支払われないとき、国際事務局はその旨を関係締約国に通報し、関係締約国に関する国際登録簿の国際登録を取り消し、その旨を名義人に通報する。

第二部分の個別手数料の未納付による保護の取消について、近年まで救済手段はなかったところ、2015年1月1日発効の規則5の2により、国際事務局に対する所定の手続の期間徒過について救済措置（処理の継続）が設けられたことから、出願人又は名義人の申請（MM20）及び所定の手数料納付により、処理の継続が可能となった。但し、処理の継続のための手続は納付期限から2月以内に行い、同期間内に第二部分の個別手数料を全額納付しなければならない。この期間内に手続が行われず、手数料の支払いがない場合は、その指定締約国での標章の保護は取り消される。

個別手数料の2段階納付



3.4.4 指定締約国官庁における登録の効果

指定締約国官庁が1年または宣言により18月以内に暫定的拒絶通報を行わない場合はその期間経過時に、また暫定的拒絶通報が撤回される場合は撤回時に、国際登録日からその標章が指定国官庁に登録されていた場合と同一の効果が与えられる（4条（1）a）。

3.5 代替

3.5.1 代替

国際登録前に、国際登録名義人と同一人が各指定締約国で国内登録を有し、国際登録の標章と国内登録の標章が同一である場合、国内登録から生ずるすべての権利を害することなく国内登録は国際登録に代替することができる（4条の2）。代替により、名義人が指定締約国内で既に所有する商標と国際登録を一本化することが可能となる。

代替は次の条件を満たせば自動的にその効果が発生する。

- （1）標章が同一であること。
- （2）名義人が同一であること。
- （3）国際登録の保護が国内登録後にその指定締約国に及んでいること。
- （4）国内登録の全ての指定商品及びサービス国際登録に含まれていること。

3.5.2 代替の効果

代替の効果は自動的に発生するが、国際登録に代替された国内登録が抹消されるわけではない。また先行する国内登録で認められた優先権主張などが損なわれることもなく、さらに先行の国内登録の更新も可能である。特に国際登録の従属性により、国際登録から5年を経過する前は国際登録が取り消される可能性があることも考慮すると、基礎出願または基礎登録に従属する期間内に先行の国内登録がその存続期間満了を迎える場合には、名義人は当該国内登録の更新を行っておくことが賢明である。

3.5.3 代替の通報

指定締約国官庁は、代替の記録を国内登録簿に行い、代替の要件を満たす場合は、国際事務局に通報する。

名義人は指定締約国官庁を通じて、国際登録簿に代替の記録を請求することができる。指定締約国官庁から通報を受けた国際事務局は、国際登録簿に代替を登録し、名義人に通報する。

3.6 国際登録の従属性

国際登録は、登録日から5年間は基礎出願又は基礎登録に従属する。すなわち、国際登録日から5年が満了する前に基礎出願の取下げや拒絶が確定した場合、あるいは基礎登録の無効、放棄、取消等が確定した場合、当該国際登録は基礎出願又は基礎登録の取消範囲内で、指定された商品及びサービスの全部又は一部について登録が取り消される（6条（3））。

5年の期間満了前に拒絶査定不服審判や無効審判が請求され、5年の経過後に拒絶、無効などが確定した場合も、国際登録は基礎登録や基礎出願において取消された範囲で取り消される。また基礎出願に対する異議の申立も同様である。

国際登録が取り消されると、指定締約国での保護も失効する。

この制度は、国際登録により保護が発生している指定締約国における標章の保護を第三者が失効させたい場合、国際登録の基礎となっている基礎出願または基礎登録に対する取消請求手続を本国官庁に行うことにより、複数の指定締約国における保護を失効させることができるため「セントラルアタック」と称されている。

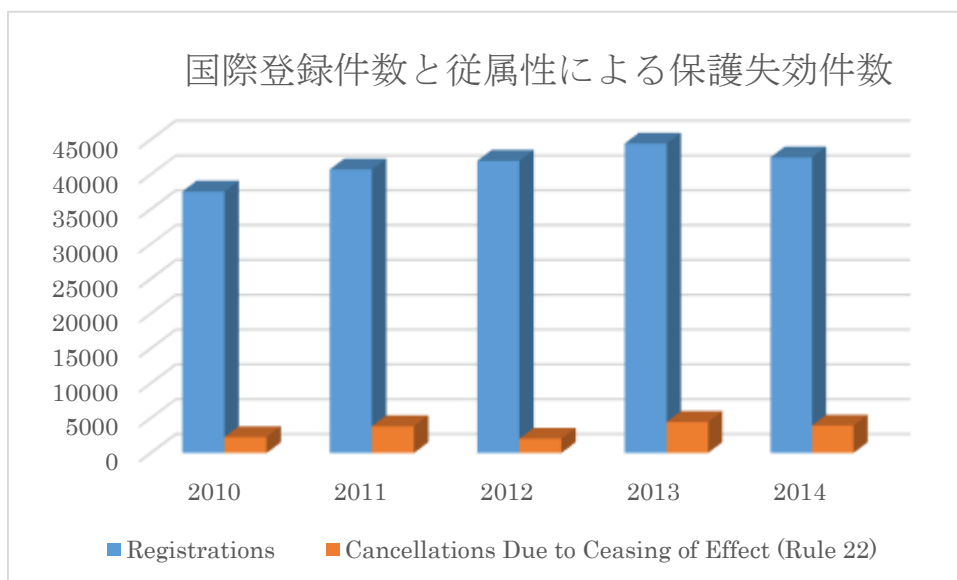
しかし第三者の取消請求行為に限らず、本国における出願を国際登録の基礎とし、その出願の審査過程において、出願人自ら指定商品又はサービスを減縮する場合も、その範囲内で国際登録の保護は失効し、指定締約国での保護もその限りにおいて失効する。また、基礎出願における本国官庁の審査の結果、拒絶査定が確定した場合には国際登録は取消され、指定締約国における保護も失効するため、特に本国官庁が商標出願につき相対的理由についても実体審査を行う国であるときは、出願人（名義人）は国際登録の従属性について充分留意すべきである。

なお、国際登録や基礎出願または基礎登録につき、移転などにより名義人が変更された場合でも、従属性は影響を受けない。

国際登録日から5年を経過すると、国際登録は基礎出願または基礎登録から独立する（6条（2））。後に述べる事後指定がなされても、5年の期間の起算日は国際登録日である。

セントラルアタックの可能性は、出願人（名義人）にとってマドリッド制度のデメリットの一つとして掲げられることが多いが、実際に基礎登録に対する第三者の無効や取消請求行為により国際登録の保護が失効した案件は多くはない。WIPOの統計によれば、2014年にセントラルアタックにより保護が失効した国際登録は3,917件であるが、そのほとんどが出願中のものを基礎としたケースであって、第三者による

無効請求などで基礎登録が取消されたことによる国際登録の保護失効案件は、国際登録の従属性により保護が失効した全体案件の1%にも満たないと言われている。（「マドリッド制度における手続概要」より）



W I P O 統計より

3.6.1 本国官庁での手続き

本国官庁は、国際登録日から5年が満了する前に、基礎出願又は基礎登録につき以下が発生したときは国際事務局に「基礎出願、基礎出願から生ずる登録又は基礎登録の効果の終了に関する通報」を送付する。

- (1) 基礎出願又は基礎登録の取下げ、消滅、放棄、拒絶、無効が確定した場合
- (2) 5年の期間満了前に拒絶査定不服審判、無効審判、異議申立の手続が開始され、期間満了後に拒絶、抹消、取消、無効が確定した場合
- (3) 指定商品及びサービスが補正により減縮された場合

本国官庁が国際事務局に送付する上記通報には、国際登録の番号、名義人の氏名と基礎出願または基礎登録に影響を与える事実及び決定を表示する。但し、決定の理由を国際事務局に示さなくてもよい。

また、国際登録の対象となる商品及びサービスの一部のみに影響する場合には、通報にどの商品及びサービスが影響を受けるのか、又は受けないのか、について表示する。

国際事務局宛の通報としてはW I P Oのモデル様式9が提示されている。このモデル形式9には、本国官庁が国際事務局に対し、該当範囲につき国際登録の取消を請求する欄がある。

3.6.2 国際事務局における手続

本国官庁から上記通報を受けると、国際事務局は通報の内容を国際登録簿に記録し、指定締約国官庁及び名義人に通報の写しを送付する。また本国官庁からの通報が国際登録の取消を請求する場合は、該当する範囲で国際登録を取消し、指定締約国官庁と名義人に次の事項を通報し、公報に掲載して公表する（6条（4））。

- （1）国際登録が国際登録簿から取消された日
- （2）取消がすべての商品及びサービスに関係する場合にはその事実
- （3）取消が一部の商品及びサービスに関係する場合には、取消により影響を受ける当該一部の商品及びサービス、または影響を受けない商品及びサービス

3.6.3 指定締約国における効果

国際事務局からの通報に基づき、名義人は指定締約国における保護を主張できなくなる。（6条（3））

3.6.4 救済

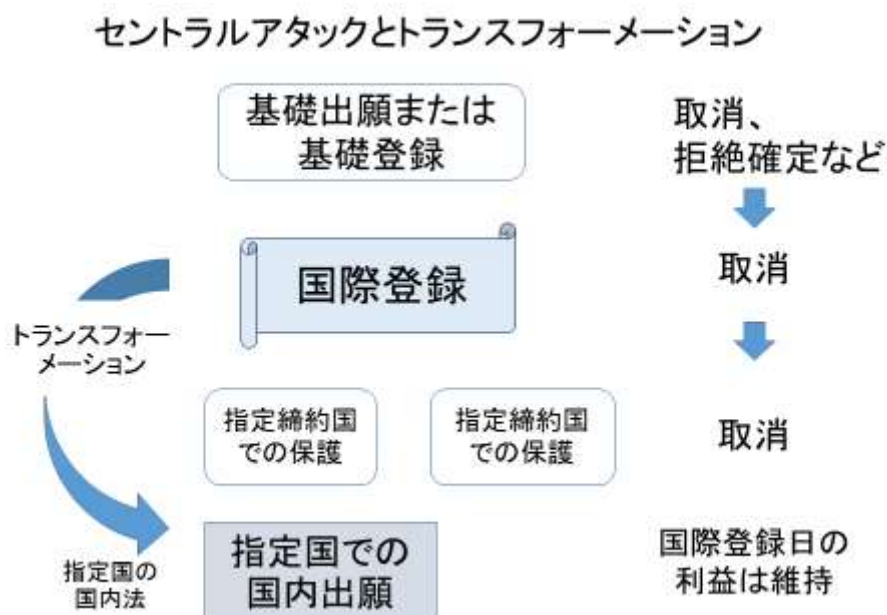
セントラルアタックにより指定商品及びサービスの全部または一部について国際登録が取り消されても、名義人は次の一定条件のもとで、国際登録日の利益を保持したまま各国または広域出願に移行することが可能である（「トランスフォーメーション」9条の5）。

トランスフォーメーションが認められるための条件は次の通りである。

- （1）国際登録の取消日から3月以内に各国の法令に従った標章登録出願を行うこと。ここで国際登録の取消日とは国際登録簿に取消が記録された日である。
- （2）標章登録出願で指定された商品及びサービスが、当該締約国に係る国際登録で指定されていた商品及びサービスに実際に含まれること。
- （3）標章登録出願につき指定締約国で定める手数料を支払うことを含め、関係法令の要件をすべて満たすこと。

救済（トランスフォーメーション）手続が適正になされると、保護が失効した国際登録の標章は、指定締約国において国際登録日（事後指定の場合は事後指定日）に登録出願されたものとみなされる。

国際登録につき優先権を主張していた場合は、同一の優先権を主張できる。

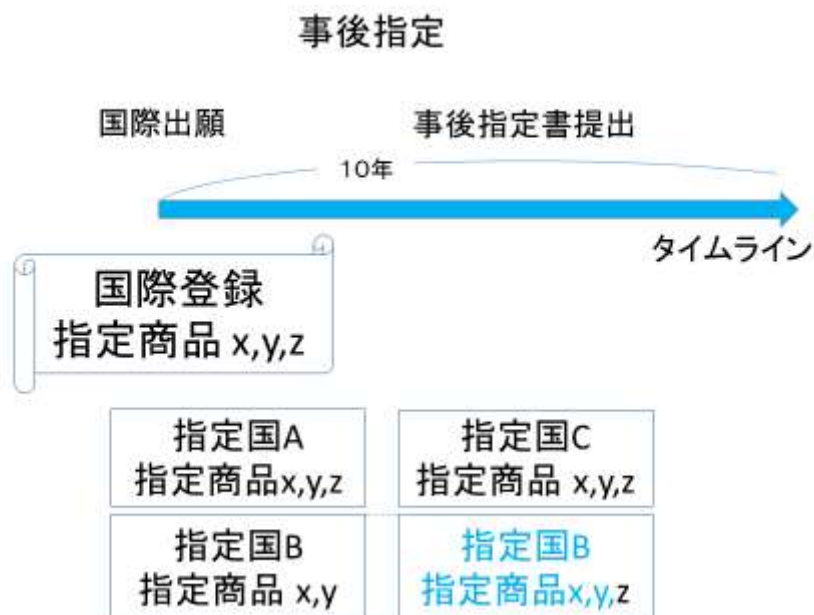


3.7 事後指定

国際登録後、名義人はその国際登録について指定国や指定商品及びサービスを追加することができる（「事後指定」（3条の3（2））。すなわち国際出願時に指定していない締約国について国際登録後に保護の拡張を求めることができ、また国際出願時に指定締約国における商品及びサービスを限定していた場合でも、改めて事後指定を行うことにより、国際登録の範囲内で指定商品及びサービスを追加して保護を求めることができる。従って、国際出願時は標章の保護が不要などの理由により指定していなかった国に関し、後にビジネスの展開において保護が必要となった場合などに保護の拡張が可能となる。

また国際出願時に制度に加盟していなかった国で、後に加盟した締約国に対しても追加が可能である。但し、この場合、議定書の効果が発生する前の国際登録に基づく事後指定を認めない旨の宣言を行っている国に対しては、議定書効果発生前の国際登録について事後登録はできない（14条（5））。2015年9月現在、この宣言を行っている国は、エストニア、ナミビア、トルコ、フィリピン、インドである。

以下は事後指定の例である。



3.7.1 事後指定の手続

（1）事後指定書

事後指定手続は、名義人が本国官庁を通じて、または国際事務局に直接行うことができる。具体的には事後指定書（公式様式MM 4）に記入して提出する。

事後指定書には、以下のものを含むか、あるいは表示する（第24規則（3））。

- ・ 関係する国際登録番号
- ・ 名義人の氏名又は名称及びあて先
- ・ 指定する締約国
- ・ 事後指定が関係する国際登録の全ての商品及びサービスに係る場合はその事実、または事後指定が国際登録の一部のみの商品及びサービスに係る場合は、それらの商品及びサービス
- ・ 納付手数料額
- ・ 事後指定が官庁により提出される場合は当該官庁が受理した日

事後指定書には、事後指定の効果の発生時期について、関係する国際登録の変更若しくは取消についての記録後に、又は国際登録の更新後に、効果を生じる旨の申請を含めることができる。

また事後指定国が米国の場合は「標章を使用する意思の宣言書」（MM 18）を、欧州共同体を事後指定してシニオリティを主張する場合は「シニオリティの主張」（MM 17）を事後指定書と同時に提出する。

（2）言語

本国官庁を経由して提出する場合は本国官庁が選択する言語を用い、国際事務局へ直接提出する場合は、英語、フランス語、スペイン語のいずれかの言語を用いる。

（3）手数料

所定の手数料を納付する。本国官庁が手数料を求める国の場合はその金額も納める。

3.7.2 国際事務局における手続

本国官庁経由で事後指定書が提出される場合、本国官庁での受理の日から2月以内に国際事務局が受理すれば、本国官庁が受理した日付が事後指定日として記録される。

事後指定書が直接国際事務局に提出される場合は、国際事務局が受理した日が事後指定日となる。

国際事務局が直接あるいは本国官庁を介して受理した事後指定書において、国際登録番号、指定締約国の表示、商品及びサービスの指定、事後指定と共に提出する使用意思宣言書（MM 1 8）などにつき欠陥がある場合、国際事務局は欠陥通報を行うが、事後指定書が直接国際事務局に提出された場合は、名義人に、また本国官庁を介して提出された場合は、本国官庁に対して欠陥通報を行う。

欠陥通報が出された場合、欠陥が是正された日が事後指定の日付となるが、欠陥は通報から 3 月以内に是正されなければならない、この期間内に是正されない場合、事後指定は放棄とみなされる。但し、2 0 1 4 年の規則改正により、期間満了から 2 月以内に新公式様式（MM 2 0）を国際事務局に提出すると共に所定の手数料を支払えば、処理の継続を求めることができるようになった。

国際事務局は、提出された事後指定書が要件を満たす場合は、事後指定を国際登録簿に登録し、公報に掲載する。また事後指定で指定された締約国官庁に通報し、同時に名義人に通報し、また本国官庁経由の事後指定の場合は、本国官庁にも通知する。

3.7.3 事後指定の効果

国際登録簿に事後指定が記録されると、記録された事後指定の日になされた国際出願とされる。また、各指定締約国では、記録された事後指定の日とその国に直接出願したと同等の効果が発生する。

3.7.4 指定国官庁での手続

指定締約国官庁は、拒絶理由がある場合は、事後指定の通報日から 1 年または宣言により 1 8 月以内に拒絶通報する。この期間内に拒絶通報がなされない場合は、国際登録の場合と同じ保護、すなわち指定締約国における国内登録と同一の保護を受ける。事後指定による保護の効果は、事後指定が国際登録簿に登録された日から発生するが、存続期間は国際登録日から 1 0 年であり、事後指定の記録日が基準となるわけではない。従って、国際登録簿での権利期間についての一元管理が可能である。

3.8 存続期間と更新

3.8.1 国際登録の存続期間

国際登録の存続期間は国際登録日から 1 0 年であり、1 0 年ごとに手数料納付をすることにより更新が可能である（7 条（1））。1 0 年の保護期間満了の 6 月間に、国際事務局は名義人（代理人）に対し非公式な

通知を行い、国際登録存続期間の満了日を知らせる。ただし、名義人は、この通知を受領していないことを理由として更新の手数料納付を行わなかったことを正当化できない。

また、更新は国際登録の存続期間の延長であるから、更新手続に国際登録の内容の変更、例えば、名義人や代理人の名称変更、住所変更などを含むことはできない。上記のような変更がある場合は、更新手続前に国際事務局宛に所定様式を用いて変更の申請手続をすることが必要である。

更新は、保護の延長を希望する指定締約国を選択して行うことができる。

また、特定の締約国について拒絶が記録された場合でも、当該締約国に関する更新申請が可能である（第30規則（2）b）。拒絶が抗告の対象となり、更新期日までに最終判断がなされていない場合に名義人を保護するためである。

但し、この場合は更新料納付の際に、当該拒絶が記録されている締約国に関して更新を登録する旨の供述書を提出する。

一方、すべての商品及びサービスについて無効または放棄が記録されている指定締約国については更新することはできない（同（2）c）。

なお、従来は指定締約国において、保護を請求した区分の数により計算された更新手数料を支払わなければならなかったところ、第30規則の改正により、保護を与える旨の声明等において保護された商品及びサービスのみを更新することが可能となった。

また、国際登録が更新されなかった場合、国際事務局は当該国際登録に関する全ての指定締約国に対しその旨を通知するのみで、名義人に通知する義務がなかったところ、第31規則（4）の改正により、名義人及び代理人がいる場合には代理人にも更新がされなかった旨を通知することが義務化された。

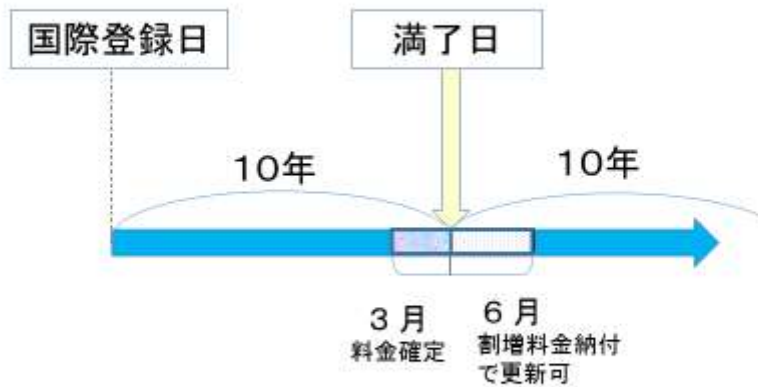
3.8.2 更新手続

（1）更新の時期

更新期間は、手数料が確定する存続期間満了3月前から満了日までに行う。但し、存続期間満了後であっても6月以内であれば、50%の割増料金を支払うことにより更新手続が可能である。また期間満了前3月以上前に国際事務局が更新手数料を受領しても、この手数料は、更新がなされるべき日の前3月に受領されたものとみなされる。

満了後6月を経過しても更新手続がなされない場合は、国際登録は消滅し、この事実は指定締約国に通知され、公報に公表される。

更新手続期間



(2) 手続方法

更新申請は登録名義人又はその代理人が次のいずれかの方法で行う。

- ① 国際登録番号及び更新をする指定国と更新をする旨、及び手数料支払い方法を明示した書面を国際事務局に提出し、所定の手数料を支払う。様式は特に定まっていない。
- ② W I P O が提供する非公式様式 M M 1 1 を利用して手数料を払う。
- ③ W I P O のオンラインシステムを利用した **E-Renewal** を利用する。

上記書類①②は国際事務局に直接提出することもできるし、本国官庁を通じて国際事務局に提出することも可能である。但し、本国官庁を通じて更新申請書を提出する場合も、その提出日は国際事務局への到達日である。

(3) 手数料

納付する手数料は、基本手数料、付加手数料、追加手数料、個別手数料である。

オンラインにより更新手続（上記③）を行う場合は、利用可能なクレジットカードあるいは W I P O に予納口座を開設している場合はその口座から納付する。

(4) 更新の記録

更新が認められると、更新がなされるべき日（存続期間満了日）に国際登録簿に更新が記録され、関係官庁へ伝えられる。さらに名義人には証明書が送付される。

3.9 その他の手続

3.9.1 名義人の変更

国際登録で指定された商品及びサービスの全部、または一部について国際登録を譲渡し、または会社の合併、裁判所の決定などにより国際登録を移転したために、国際登録の名義人に変更が生じたとき、国際事務局は、名義人の請求により、または官庁からの請求により当該名義の変更を国際登録簿に記録する（9条）。

名義人の変更は、その国際登録により保護されているすべての商品及びサービスに関連する場合も、また一部にのみ関連する場合もある。

さらに指定国についてみても、すべての指定締約国に関連する場合も、一部の指定締約国に関連する場合もある。

但し、国際登録の名義人の変更記録は、譲受人（新名義人）が条約上国際出願の資格を有する場合に限り可能である。すなわち、譲受人の営業所、住所又は名義人の国籍が締約国内にあることが必須である。

(1) 手続

名義変更の記録の申請は、旧名義人（譲渡人）または名義人の記録された代理人、新名義人（譲受人）またはその代理人により行うことができる。

譲渡人またはその代理人が申請を行う場合は、譲渡人の官庁を介して、または国際事務局に対して直接申請を行うことができる。国際事務局に対して申請手続を行う場合、申請書の所定欄に本人または代理人の署名が必要である。

一方、譲受人またはその代理人が手続を行う場合は、国際事務局に対してではなく、譲受人の官庁を介して名義変更の記録申請を行う。譲受人が代理人により手続を行うときは、当該官庁国の現地代理人を選任することが必要である。

申請手続は、公式様式MM5を用いて行う。国際登録を全部移転する場合、同一名義人の複数の国際登録は一通の書類MM5で変更記録の申請をすることができるが、部分移転の場合は国際登録ごとにそれぞれMM5を作成して申請する。

なお、官庁を通じて申請書類を国際事務局に提出する場合、その官庁は名義変更に関する証拠の提出を要求できるが、一方、国際事務局は、

名義変更の証拠を要求せず、譲渡契約書などの裏付資料を国際事務局に送付する必要はない。申請書類を受領した官庁は、申請書類に署名をして国際事務局へ提出する。

(2) 言語と手数料

MM5を国際事務局に提出する場合の使用言語は、英語、フランス語、スペイン語である。但し、2004年4月1日前の出願による国際出願については、英語またはフランス語である。

名義変更記録の手続には所定手数料(177スイスフラン)を申請手続前に国際事務局に納付する必要がある。

(3) 国際事務局の手続

申請書を受領した国際事務局は、申請書が適式かどうかを確認し、欠陥がある場合は名義人に通報する。また申請手続が関係官庁を介してなされたときは、国際事務局は当該官庁にも欠陥を通報する。名義人は国際事務局から欠陥を通報された日から3月以内に欠陥是正を行うことができる(規則26(2))。この期間内に欠陥が是正されないときは、名義変更申請は放棄とみなされる。

但し、2014年の規則改正により、期間満了から2月以内に新公式様式(MM20)を国際事務局に提出すると共に、所定の手数料を支払うことにより、処理の継続を求めることができるようになった。

一方、申請が適式であれば、国際事務局は、速やかに名義の変更を国際登録簿に記録して公報で公表する。

また記録の事実について当該変更が効力を及ぼす指定締約国の官庁及び名義人に通報し、名義人の全部変更の場合は前の名義人に、名義人の一部変更の場合は国際登録の当該部分の新名義人にも通報する(第27規則(1))。

国際登録簿への記録日は、要件を満たす申請書を国際事務局が受理した日である。但し、関係する国際登録についての他の変更、取消、事後指定、国際登録の更新の後に記録されるべき旨の申請があったときは、その申請に従う。

なお、国際登録の一部の商品及びサービスの移転や、一部指定国における移転により名義変更がなされた場合は、元の国際登録簿とは別の国際登録として記録される。

(4) 効果

名義変更の記録が国際登録簿になされると、記録に従い、当該国際登録の名義人は変更される。

ただし、名義変更の有効性は各指定締約国の法令によることから、名義人の変更の通報を国際事務局から受けた指定締約国官庁は、当該指定締約国で名義変更が効力を有しない旨の宣言をすることができる(第27規則(4))。この宣言は、名義変更の通知の送付日から18月以内に、名義人の変更が効力を有しない理由、対応する法令の主な条項、宣言を抗告の対象とすることができるか否か、を示して国際事務局に通報する。

効力を有しない理由の一例としては、当該締約国が、公衆を誤認するおそれのある譲渡を認めていない場合などである。当該宣言の通報を受領した国際事務局は、その旨を変更の申請者(名義人または官庁)及び新名義人に通報する。

(5) 国際登録の併合

一部の指定商品及びサービス、一部の指定締約国に関して国際登録の名義変更がなされ、単一の国際登録が複数の国際登録に分かれた後、さらに名義変更が行われ、同一当事者が同じ国際登録について複数の名義人になった場合、その当事者は、国際登録の併合の申請が可能である(第27規則(3))。併合の申請手続は、国際事務局へ直接、または締約国の官庁を経由して申請書を提出して行うが、申請書の定まった様式はなく、手数料も不要である。

国際登録の併合により、国際登録の管理が容易となる。

3.9.2 商品及びサービスの一覧表の限定

名義人は国際登録につき、一部またはすべての指定国について商品及びサービスの範囲を限定することが可能であり(第25規則(1)(a))、これを「商品及びサービスの一覧表の限定(リミテーション)」と呼ぶ。

リミテーションは、一部の指定商品及びサービスについて限定するものであり、商品及びサービスが残らない場合、リミテーションの申請は認められない。全部の指定商品及びサービスを削除する場合は、次項で説明する放棄の記録の申請手続を行う。

名義人が指定締約国で暫定的拒絶通報を受領し、指定商品及びサービスの限定で対応できる場合などは、国際事務局に対して直接リミテーションの手続を行うことにより拒絶理由を解消することができる。

(1) 手続

リミテーションの記録を申請することができる者は、名義人およびその代理人である。公式様式MM6を用いて申請書を作成し、国際事務局へ送付する。MM6には、減縮後の指定商品及びサービスを記入し、署名欄に名義人またはその代理人が署名する。

なお、同一名義人の複数の国際登録につき、各国際登録の全指定国または同一指定国について同じ限定をする場合は、一通のMM 6 の提出により手続を行うことができる。

一方、指定国ごとに限定の内容が異なる場合は、各国ごとにMM 6 を作成して国際事務局に提出する。

(2) 言語と手数料

MM 6 を作成する場合、英語、フランス語、スペイン語のいずれの言語も使用できる（第 6 規則）。但し、2004 年 4 月 1 日前の出願について指定商品、サービスを限定する場合のMM 6 は、英語またはフランス語により作成する（規則 40）。

手数料は国際登録 1 件につき 177 フランであり、手続前に国際事務局に納付する。

(3) 国際事務局の手続

申請書を受領した国際事務局は、申請書が適式かどうかを確認し、欠陥がある場合はその事実を名義人に通報する。名義人は国際事務局から欠陥を通報された日から 3 月以内に欠陥是正を行うことができる（第 26 規則（2））が、この期間内に欠陥が是正されないときは、当該限定の申請は放棄したものとみなし、その旨を名義人に通報する。この場合、支払われた手数料の半分以上を差し引いた額が払い戻される。但し、2014 年の規則改正により、期間満了から 2 月以内に新公式様式(MM 20)を国際事務局に提出すると共に所定の手数料を支払うことにより、処理の継続を求めることができるようになった。

一方、申請が適式であれば、国際事務局は、速やかに名義の変更を国際登録簿に記録して公報で公表する。

国際登録簿への記録日は、要件を満たす申請を国際事務局が受理した日である。但し、名義人から関係する国際登録についての他の変更、取消、事後指定の前後、国際登録の更新の後に記録されるべき旨の申請があったときは、その申請に従う。

国際事務局は、商品及びサービスの一覧表の限定登録に関する指定締約国官庁及び名義人に通報する。

(4) 効果

国際登録の商品及びサービスの一覧表の限定が国際登録簿に記録されると、その記録に従い、国際登録の全ての、又は一部の指定締約国について減縮された商品及びサービスが国際登録から除かれる。

但し、リミテーションによって減縮された指定商品及びサービスは国際登録から抹消されるわけではなく、一部の指定国、または一部の指定

商品及びサービスの範囲で保護の範囲が限定される。従って、限定した商品及びサービスについても後に事後指定が可能である。

指定締約国に影響を与える商品及びサービスの一覧に関する限定が通報された指定締約国官庁は、限定がその領域内で効力を有しないことを宣言することができる（第27規則（5））。この宣言は、上記通報から18月以内に国際事務局に送付し、次のものを表示する。

- ① 限定が効力を有しない理由（例えば、実際には限定でなく拡張であるような場合）
- ② 宣言が限定に係る商品及びサービスの全てに影響しない場合には、宣言の影響を受ける商品及びサービス、又は宣言によって影響を受けない商品及びサービス
- ③ 対応する法令の条項
- ④ 宣言が抗告等の対象にできるかどうか

国際事務局はこの宣言を受領したときは、その旨申請人に通報する。また抗告が可能である場合、官庁はその最終決定を国際事務局に通報し、この通報は国際事務局から申請当事者に通報される。

効力を有しない限定またはその宣言に関する最終決定は、国際登録簿に記録され、公報で公表される。

3.9.3 国際登録の放棄

国際登録の全ての指定商品及びサービスについて、一部の指定締約国での保護を放棄することが可能であり、これを「放棄(Renunciation)」と称する（第25規則）。

放棄の記録申請手続は、指定締約国が残らない場合は行うことはできず、その場合は国際登録の全取消の記録申請手続を行う。

一部の指定締約国において、全ての指定商品及びサービスの保護を放棄するとき、その放棄は国際登録簿に記録されるが、国際登録自体は登録簿に残り、放棄を行った指定締約国に関しても事後指定が可能である。

(1) 手続

名義人または代理人は、公式様式MM7を用いて申請書を作成し、国際事務局に提出する。MM7には放棄の影響を受ける締約国等の一覧を記載し、署名欄に名義人又は代理人が署名する。

同一名義人の複数の国際登録につき放棄をする場合、同じ一覧が適用され、一通のMM7の提出により一括放棄が可能である。

(2) 言語と手数料

英語、フランス語、スペイン語のいずれの言語も使用できる（第6規則）が、2004年4月1日前の出願について放棄を記録する場合、英語またはフランス語により作成する（第40規則）。

放棄の記録申請手続の手数料は不要である。

(3) 国際事務局の手続

申請書を受領した国際事務局は、申請書が適式かどうかを確認し、欠陥がある場合はその事実を名義人に通報する。名義人は国際事務局から欠陥を通報された日から3月以内に欠陥是正を行うことができる（第26規則（2））が、この期間内に欠陥が是正されないときは、当該放棄の申請は放棄したものとみなし、その旨を名義人に通報する。但し、2014年の規則改正により、期間満了から2月以内に新公式様式（MM20）を国際事務局に提出すると共に、所定の手数料を支払うことにより、処理の継続を求めることができるようになった。

一方、申請が適式であれば、国際事務局は、速やかに国際登録の放棄を国際登録簿に登録して公報で公表する（第27規則）。

国際登録簿への記録日は、要件を満たす申請を国際事務局が受理した日である。但し、名義人から関係する国際登録についての他の変更、取消、事後指定の前後、国際登録の更新の後に記録されるべき旨の申請があったときは、その申請に従う。

国際事務局は、国際登録簿にその旨記録し、関係する指定締約国官庁および名義人に記録について通報する。

(4) 効果

国際登録簿に国際登録の放棄が記録されると、国際登録は、放棄が記録された指定締約国について、すべての指定商品及びサービスについての保護が放棄される。しかし、保護が放棄された締約国について、いつでも再度の指定が可能である。

3.9.4 国際登録の取消

すべての指定締約国に関するすべての又は一部の商品及びサービスの国際登録を取り消す場合を取消（Cancellation）という。取消の記録申請の手続は、指定商品及びサービスの一部に対しても、また全部に対しても行うことができる。

国際登録の保護として指定締約国が残る場合は、この取消の記録申請手続でなく、前述の放棄の記録申請手続を行う。

(1) 手続

名義人または代理人が公式様式MM8を使用して申請書類を作成し、国際事務局に提出して行う。MM8には名義人または代理人の署名が必要である。

また同一名義人が複数の指定締約国の全ての商品及びサービスの記録の取消記録の申請を行う場合、一通のMM8により複数の国際登録を一括して申請でいる。

一方、一部商品及びサービスについての取消申請は、各々MM8を作成して申請する。

(2) 言語と手数料

英語、フランス語、スペイン語のいずれの言語も使用できる（第6規則）が、2004年4月1日前の出願について登録取消の記録の申請を行うときは、英語またはフランス語により作成する（第40規則）。

取消の記録申請手続について手数料は不要である。

(3) 国際事務局の手続

申請書を受領した国際事務局は、申請書が適式かどうかを確認し、欠陥がある場合はその事実を名義人に通報する。名義人は国際事務局から欠陥を通報された日から3月以内に欠陥是正を行うことができる（第26規則（2））が、この期間内に欠陥が是正されないときは、当該取消申請は放棄されたものとみなし、その旨を名義人に通報する。但し、2014年の規則改正により、期間満了から2月以内に新公式様式（MM20）を国際事務局に提出すると共に、所定の手数料を支払うことにより、処理の継続を求めることができるようになった。

一方、申請が適式であれば、国際事務局は、速やかに国際登録の取消を国際登録簿に記録して公報で公表する（第27規則）。

国際登録簿への記録日は、要件を満たす申請を国際事務局が受理した日である。但し、名義人から関係する国際登録についての他の変更、取消、事後指定の前後、国際登録の更新の後に記録されるべき旨の申請があったときは、その申請に従う。

国際事務局は、国際登録簿にその旨記録し、関係する指定締約国官庁および名義人に記録について通報する。

(4) 効果

国際登録の取消が国際登録簿に記録されると、その商品及びサービスについて国際登録が取消され、また商品及びサービスの一部を取消した場合には取消の対象となる商品及びサービスの登録が抹消される。登録

を全部取消した場合は国際登録の対象がなくなり、事後指定をすることはできなくなる。

また一部の商品及びサービスを取消した場合は、取消対象の商品及びサービスについて事後指定はできない。これら取消した商品及びサービスについて標章の保護を希望する場合は、新たな国際出願を行うことが必要となる。

3.9.5 名義人の氏名、名称、連絡先の変更

国際登録簿における国際登録の名義人の氏名、名称、連絡先を変更する場合は、国際事務局に変更の記録申請を行う（第25規則（1））。

（1）手続

名義人またはその代理人は、公式様式MM9を用いて変更箇所を明記した申請書類を作成し、国際事務局に直接申請する。この申請は官庁を通じて提出することもできる。

また、同一名義人が複数の国際登録を所有し、同一名義人の氏名、名称等を変更する場合は、一通のMM9に国際登録番号を併記することにより、複数の国際登録についての名義人の変更記録申請が可能である。

名義人の住所欄にEメールアドレスを記載すると、その後の連絡は電子的配信に限られ、書面での受領はなくなる。

さらに名義人の名称等変更の記録申請の際に、新しい代理人を選任することも可能である（MM9の項目5に選任する代理人の氏名を記入する）。ただし、すでに選任している代理人に変更がないときは、代理人選任欄は記入をせず提出する。

（2）言語と手数料

英語、フランス語、スペイン語のいずれの言語も使用できる（規則6）。但し、2004年4月1日前の出願について名義人の氏名、住所等の変更記録を申請する場合、英語またはフランス語により作成する（第40規則）。

手数料は一申請にあたり、150スイスフランであり、申請手続前に納付する。なお、一申請に複数の国際登録を含む場合も、手数料は150スイスフランである。

（3）国際事務局の手続

申請書を受領した国際事務局は、申請書が適式かどうかを確認し、欠陥がある場合はその事実を名義人に通報する。名義人は国際事務局から欠陥を通報された日から3月以内に欠陥是正を行うことができる（第26規則（2））が、この期間内に欠陥が是正されないときは、当該申請

は放棄されたものとみなし、その旨を名義人に通報する。その場合、手数料の半額は国際事務局から返還される。但し、2014年の規則改正により、期間満了から2月以内に新公式様式（MM20）を国際事務局に提出すると共に、所定の手数料を支払うことにより、処理の継続を求めることができるようになった。

一方、申請が適式であれば、国際事務局は、速やかに国際登録の名義人の氏名等の変更を国際登録簿に記録して公報で公表する（第27規則（1））。

国際登録簿への記録日は、要件を満たす申請を国際事務局が受理した日である。但し、名義人から関係する国際登録についての他の変更、取消、事後指定の前後、国際登録の更新の後に記録されるべき旨の申請があったときは、その申請に従う。

国際事務局は、国際登録簿にその旨記録し、関係する指定締約国官庁および名義人に記録について通報する。

（4）効果

国際登録簿に名義人の名称、住所等の変更が記録された国際登録は、登録に従い、名義人の名称、住所が変更される。

3.9.6 代理人の選任

国際登録の代理人の選任は、国際出願、事後指定、指定商品及びサービスの限定手続などの申請時にそれぞれの規定の様式において代理人を記載することにより選任できる。この場合、名義人からの委任状は提出不要である。

また国際事務局に対する別個の通信によっても代理人の選任手続が可能であり、この通信は、出願人、名義人若しくは選任された代理人が国際事務局に提出する（第3規則）。国際登録の代理人は1名であって、特定の指定締約国に限定して選任することはできない。

（1）手続

新たに代理人を選任する場合は、名義人または代理人が国際事務局に対し、申請書を提出する。様式は定められていないが、非公式様式MM12を利用できる。申請書には代理人を選任する国際登録番号または国際出願番号を記入し、名義人が署名する。上述のように国際登録簿への代理人の記録は1名のみであり、新たに代理人が選任されると元の代理人の記録は上書きされる。

（2）言語と手数料

英語、フランス語、スペイン語のいずれの言語も使用できる（第6規則）。但し、2004年4月1日前の出願について申請書を提出する場合、英語またはフランス語により作成する（第40規則）。

手数料は不要である。

（3）国際事務局の手続

申請書を受領した国際事務局は、申請書が適式かどうかを確認し、欠陥がある場合はその事実を名義人または代理人として記入された者に通報する。

申請が適式であれば、速やかに国際登録の代理人の選任を国際登録簿に記録する（第27規則（1））。

国際登録簿への記録日は、要件を満たす申請を国際事務局が受理した日である。国際事務局は、名義人及び代理人に記録された事実を通報する。

（4）効果

代理人の選任が要件を満たしていると国際事務局が認めた場合、国際登録簿に代理人の選任が記録される。新代理人の選任の発効日は、代理人が選任されている国際出願、事後指定、名義人変更などの申請または別個の通信を国際事務局が受領した日である。その後、国際事務局からの通信はすべて新しく選任された代理人に送付され、それ以前に別の代理人が記録されている場合には、その代理人の選任の記録は国際事務局の職権により取り消される。先の代理人の記録取消の効果は上述の通信を国際事務局が受領した日から発生する（第3規則（6））。

3.9.7 代理人の名称又は住所の変更

国際登録の代理人の氏名、名称又はあて先に変更が生じたとき、申請により国際登録簿に変更を記録する。

（1）手続

名義人の代理人が申請書を国際事務局に提出して行う。申請書の様式は定められていないが、非公式様式MM10を利用して行うことができる。MM10には名義人の氏名、名称を記載する必要はないが、代理人に関する変更内容と国際登録番号を記載する。

（2）言語と手数料

英語、フランス語、スペイン語のいずれの言語も使用できる（第6規則）。但し、2004年4月1日前の出願について代理人の変更等の記録を申請する場合、英語またはフランス語により作成する（第40規則）。

手数料は免除される。

(3) 国際事務局の手続

申請書を受領した国際事務局は、申請書が適式かどうかを確認し、欠陥がある場合はその事実を名義人に通報する。名義人は国際事務局から欠陥を通報された日から3月以内に欠陥是正を行うことができる(第26規則(2))が、この期間内に欠陥が是正されないときは、当該申請は放棄されたものとみなし、その旨を名義人に通報する。

一方、申請が適式であれば、国際事務局は、速やかに国際登録の代理人の変更を国際登録簿に記録して公報で公表する(第27規則(1))。

国際登録簿への記録日は、要件を満たす申請を国際事務局が受理した日である。国際事務局は、代理人の氏名、名称、あて先の変更を国際登録簿に記録し、関係する指定締約国官庁および名義人に記録について通報する。

(4) 効果

国際登録簿に代理人の名称、住所等の変更が記録された国際登録は、登録に従い、代理人の名称、住所が変更される。

国際事務局からの通信は、変更された代理人に送付される。

3.9.8 国際登録簿の更生

国際登録簿における国際登録に誤りがあるときは、国際事務局の職権、又は名義人もしくは官庁の要求により登録簿を更生(Correction)する(第28規則(1))。

更生の対象としては、次のものがある。

① 申請書との相違

国際事務局の入力ミスなどにより発生することが考えられる。国際事務局の職権、または本国官庁、名義人、代理人の申請により更生される。

② 明白な誤記

更生すべきことに疑義がないような明白な誤記であり、国際事務局の職権、名義人または代理人の申請により更生される。

③ 客観的な誤記

名義人の氏名又は住所、基礎登録番号の誤記などで、本国官庁の申請により更生される。

なお、商品（サービス）リストの記載もれや指定締約国の表示の記載もれなど、出願人や代理人が出願時の書面に誤記した場合の修正は認められない。

また本国官庁に起因する誤記の更生申請は、公報掲載から 9 月以内に行わなければならない（第 28 規則（4））。この期間を逸すると更生申請はできなくなる。

（1） 手続

更生を求める書面の様式はないため、国際事務局宛に、氏名、住所、国際登録番号、更生の箇所、理由を記載し、署名と共に更生の請求であることを記載した書面を送付する。

（2） 言語と手数料

申請書作成の言語は英語、フランス語またはスペイン語である。
手数料は不要である。

（3） 国際事務局の手続

国際登録簿の記録事項と国際事務局に提出した書面に相違がある場合は、国際事務局に不備があるとし、更生される。

国際登録簿に明らかな不備があり、更生にも明らかに不備がある場合、国際事務局が不備を知るところとなり次第、更生される。

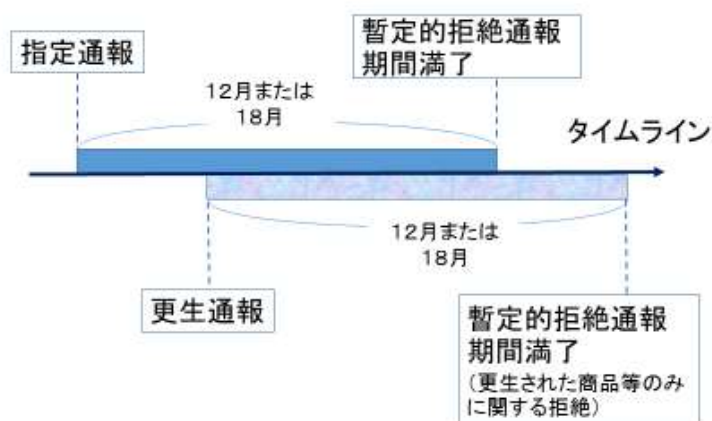
国際登録簿に、客観的な不備が実際にあった場合、ほとんどの場合更生される。

国際登録簿の誤りが更生された場合、国際事務局は名義人及び更生の効果が及ぶ指定締約国官庁に通報する（第 28 規則）。更生は公報でも公示される。

（4） 効果

更生の通報を受けた指定締約国の官庁は、更生された国際登録に保護を付与できない場合は、国際事務局に送付する暫定拒絶の通報で、保護ができない旨を、又は保護をもはや認められない旨を宣言する権利を有する。この場合の拒絶通報の期間は、更生通報の送付日から計算される。

更生通報と暫定的拒絶通報期間



3.10 指定国におけるステータスの記録

3.10.1 名義人の処分権の制限（第20規則）

裁判等により名義人の資産処分が制限されたり、抵当や担保の対象とされたりした場合などのように、名義人の国際登録に関する処分権が制限されたとき、国際事務局にその旨を通報できる。

但しライセンスの記録は別に規定されており、この規定によるものではない。

名義人の処分権の制限に関する通報は、国際登録全体についての処分権の制限、または一部の締約国についての処分権の制限に関する。

(1) 手続

登録名義人または登録名義人の締約国の官庁は、処分権の制限を国際事務局に通報できる（第20規則（1）(a)）。指定締約国官庁は、名義人の処分権制限について国際事務局に通報できるが、その場合、通報できる情報は、当該指定締約国のみに関する情報に限られる（第20規則（1）(b)）。なお、第三者は処分権の制限について通報できない。

通報のための公式様式はないが、非公式様式MM19を利用することができる。通報は、当該処分権の制限に関する主要な事実の要約書から成る。また通報には、名義人、代理人、又は名義人の記録された締約国官庁による署名が必要であるが、当該処分権の制限が一指定国だけを対象にするときは、その指定国官庁の署名でよい。

(2) 言語と手数料

英語、フランス語、スペイン語のいずれの言語も使用できる（第6規則）。但し、2004年4月1日前の出願について処分権の制限を記録する場合、英語またはフランス語により作成する（第40規則）。

手数料は不要である。

（3）国際事務局の手続

国際事務局は通報が要件を満たしていれば、受領日を記録日として国際登録簿に通報を記録し、名義人、名義人の締約国官庁及び関係する指定締約国官庁に通報する。また公報で公表する（第32規則（1）（a））。

（4）その他

処分権の制限が解除された場合、処分権の制限の通報を行った締約国は、制限の一部または全部の解除について国際事務局に通報し、通報が適式である場合、国際事務局はその旨国際登録簿に記録し、公報で公表する。

3.10.2 ライセンスの記録（第20規則の2）

締約国の中には、国際標章のライセンスの国内レベルでの登録を行い、国内標章のライセンスと同じ法的効力を有するとする国もある。国際登録のライセンスが2002年4月から国際登録簿に記録できるようになったため、国際登録の名義人はライセンスが許諾されている締約国官庁に対して、ライセンス登録をする必要はなくなった。また国際登録簿に記録したライセンスの修正及び取消も記録できる。但し、後述するライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言をしている指定契約国ではこの限りではない。

（1）手続

ライセンサーである名義人が国際事務局に直接記録の申請をすることができ、また官庁が提出を認めるときは、名義人（ライセンサー）の締約国官庁もしくはライセンスの付与に関する締約国の官庁が国際事務局に申請できる。いずれが申請する場合も、公式様式MM13を提出して申請する（第20規則）が、ライセンス契約書などの資料は申請書に添付できない。

またライセンシーも登録名義人の締約国官庁やライセンスの付与に関する締約国官庁に申請することができ、申請を受けた官庁は、申請者がライセンシーとして記録される資格を有することを確認し、国際事務局に送付する。国際事務局は、ライセンシーからの申請が登録名義人または官庁の署名を備えない場合は、申請を受理しない。換言すれば、ライセンシーのみで手続をすることはできない。

ライセンスの記録申請に用いる公式様式MM13には以下を表示する。

- ① 関係する国際登録番号
- ② 名義人の氏名又は名称
- ③ ライセンシーの氏名または名称及び宛先
- ④ ライセンス付与に関係する指定締約国
- ⑤ ライセンスが国際登録に含まれるすべての商品・サービスに付与されること、または付与される商品及びサービス

以上に加え、ライセンスが特定締約国領域内の一部のみに関するものであること、独占ライセンスであること、ライセンスの期間などの表示を含めることができる。

申請には、名義人の署名、または申請が提出された官庁の署名が必要である。

(2) 言語と手数料

英語、フランス語、スペイン語のいずれの言語も使用できる(規則6)。但し、2004年4月1日前の出願についてライセンスの記録を申請する場合、英語またはフランス語により作成する(第40規則)。

手数料は一の国際登録につき177スイスフランであり、手続前に納付する。

(3) 国際事務局の手続

申請書を受領した国際事務局は、申請書が適式かどうかを確認し、欠陥がある場合はその事実を名義人に通報する。名義人は国際事務局から欠陥を通報された日から3月以内に欠陥是正を行うことができる(第26規則(2))が、この期間内に欠陥が是正されないときは、当該申請は放棄されたものとみなし、その旨を名義人に通報する。その場合、手数料の半額は国際事務局から返還される。但し、2014年の規則改正により、期間満了から2月以内に新公式様式(MM20)を国際事務局に提出すると共に、所定の手数料を支払うことにより、処理の継続を求めることができるようになった。

一方、申請が適式であれば、速やかに国際登録のライセンスを国際登録簿に記録し、そのライセンスが許諾されている指定締約国の官庁にその旨を通報し、名義人及び、官庁を通じて申請された場合は、その官庁にも通報する。また公報で公表する(第27規則(1))。

国際登録簿への記録日は、要件を満たす申請を国際事務局が受理した日である。

(4) 効果

ライセンスが記録されると、指定締約国においてライセンスは法的効力を有するが、ライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言をしている指定契約国では効力を有さない。

国際事務局からライセンスの記録の通報を受けた指定締約国官庁は、当該締約国においてライセンスの記録が効力を有しない旨を宣言できる。この宣言は、ライセンスが国際登録簿に記録された旨の通報が国際事務局から関係官庁に送付された日から 18 月以内に国際事務局に送付しなければならない。そして当該宣言を受け取った国際事務局は、その旨を国際登録簿に記録し、ライセンス記録を申請した者に通報する。

国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言は、締約国の法令が商標ライセンスの記録を定めていない場合(第 20 規則の 2 (6)

(a)) と、商標ライセンスの記録を法令が定めているが、締約国においては国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しないとする場合 (第 20 規則の 2 (6) (b)) がある。国際登録簿のライセンス記録が効力を有しない旨の宣言を行っている締約国は、オーストラリア、ドイツ、中国、日本などである。

3.10.3 ライセンス記録の修正

ライセンスを記録した後、名義人はライセンスの期間など、ライセンスの内容について一部の修正について記録を申請できる。新規のライセンシーを国際登録簿に記録する際は、ライセンスの修正手続でなく、公式様式 MM 13 を用いた新たな記録申請となる。

(1) 手続

登録名義人 (ライセンサー) または登録名義人の締約国官庁、あるいはライセンスが許諾された締約国官庁は、ライセンス記録の修正手続として国際事務局に対し、公式様式 MM 14 を用いて申請する。

また、ライセンシーも登録名義人の締約国官庁やライセンスの付与に関する締約国官庁に申請することができ、申請を受けた官庁は、申請者がライセンシーとして記録される資格を有するか否かを確認して署名を行い、国際事務局に送付する。国際事務局は、ライセンシーからの申請が登録名義人、または官庁の署名を備えていない場合は、申請を受理しない。

複数のライセンスが一の国際登録について国際登録簿に記録されている場合は、いずれのライセンスについての修正であるかを明確に特定する。

(2) 言語と手数料

英語、フランス語、スペイン語のいずれの言語も使用できる(規則6)。
但し、2004年4月1日前の出願についてのライセンス記録の修正申請手続は、英語またはフランス語による(規則40)。

手数料は1の国際登録につき177スイスフランであり、手続前に納付する。

(3) 国際事務局の手続

ライセンスの記録申請の場合と同様である。すなわちライセンスの記録修正の申請書を受領した国際事務局は、申請書が適式かどうかを確認し、欠陥がある場合はその事実を名義人に通報する。名義人は国際事務局から欠陥を通報された日から3月以内に欠陥是正を行うことができる(第26規則(2))が、この期間内に欠陥が是正されないときは、当該申請は放棄されたものとみなし、その旨を名義人に通報する。その場合、手数料の半額は国際事務局から返還される。

一方、申請が適式であれば、速やかに国際登録のライセンスの記録の修正を国際登録簿に記録し、そのライセンスが許諾されている指定締約国の官庁にその旨を通報し、名義人及び、官庁を通じて申請された場合は、その官庁にも通報する。また公報で公表する(第27規則(1))。

(4) 効果

国際登録簿にライセンスの修正が記録された国際登録は、その修正記録に従って、関係する指定締約国で法的効力を有する。

3.10.4 ライセンス記録の取消

ライセンスを国際登録簿に記録した後、その記録の取消申請ができる。

(1) 手続

登録名義人または登録名義人の締約国官庁、あるいはライセンスが付与された締約国官庁は公式様式MM15を国際事務局に提出して申請できる。

またライセンシーも登録名義人の締約国官庁やライセンスの付与に関する締約国官庁に申請することができ、申請を受けた官庁は、申請者がライセンシーとして記録される資格を有するかを確認し、国際事務局に送付する。国際事務局は、ライセンシーからの申請が登録名義人または官庁の署名を備えない場合は、申請を受理しない。

複数のライセンスが一の国際登録について国際登録簿に記録されている場合は、いずれのライセンスについての修正であるか明確に特定する。

(2) 言語と手数料

英語、フランス語、スペイン語のいずれの言語も使用できる(規則6)。
但し、2004年4月1日前の出願についてのライセンス記録の取消申請手続は、英語またはフランス語により作成する(規則40)。
手数料は不要である。

(3) 国際事務局の手続

ライセンスの記録の申請と同様に、ライセンスの記録の取消を申請する書面を受領した国際事務局は、申請書が適式かどうかを確認し、欠陥がある場合はその事実を名義人に通報する。名義人は国際事務局から欠陥を通報された日から3月以内に欠陥是正を行うことができる(第26規則(2))が、この期間内に欠陥が是正されないときは、当該申請は放棄されたものとみなし、その旨を名義人に通報する。その場合、手数料の半額は国際事務局から返還される。

一方、申請が適式であれば、速やかに記録された国際登録のライセンスを取消し、そのライセンスが許諾されていた指定締約国の官庁にその旨を通報し、名義人及び、官庁を通じて申請された場合は、その官庁にも通報する。また公報で公表する(第27規則(1))。

(4) 効果

一旦取消を申請すると、ライセンスの記録は国際登録簿から削除される。

国際登録簿にライセンスの記録取消がなされた国際登録は、その取消記録に従って、関係する指定締約国でライセンス記録取消の法的効力を有する。

4. 日本の状況

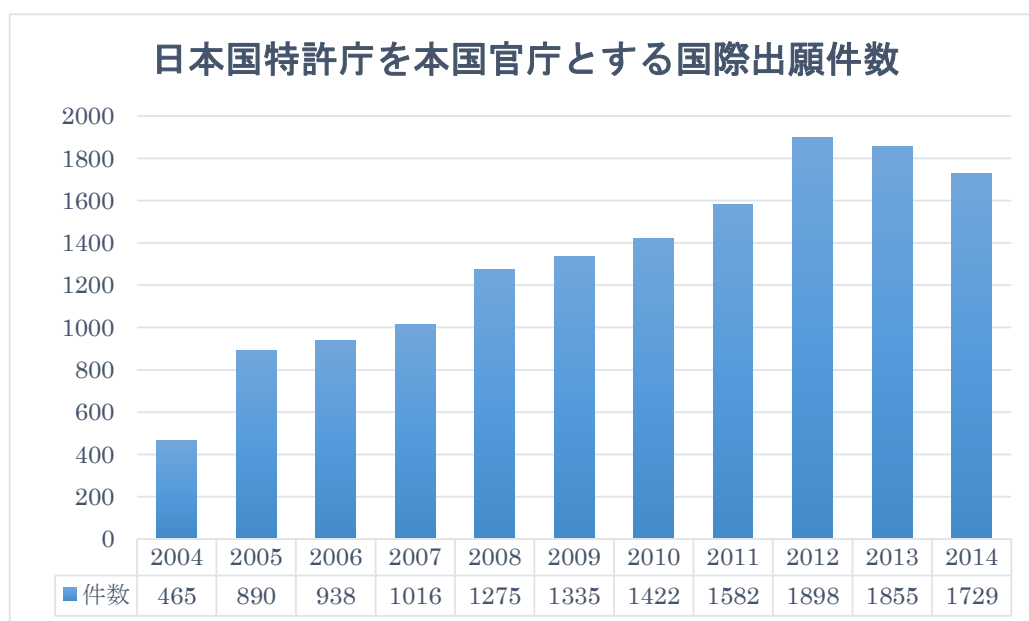
以上、マドリッド協定議定書を中心にマドリッド制度の概要と各種手続について述べたが、日本の経験について少し言及する。

日本は、1999年12月14日にWIPOへ加入書を寄託して議定書に加盟し、その効力は2000年3月14日から生じている。

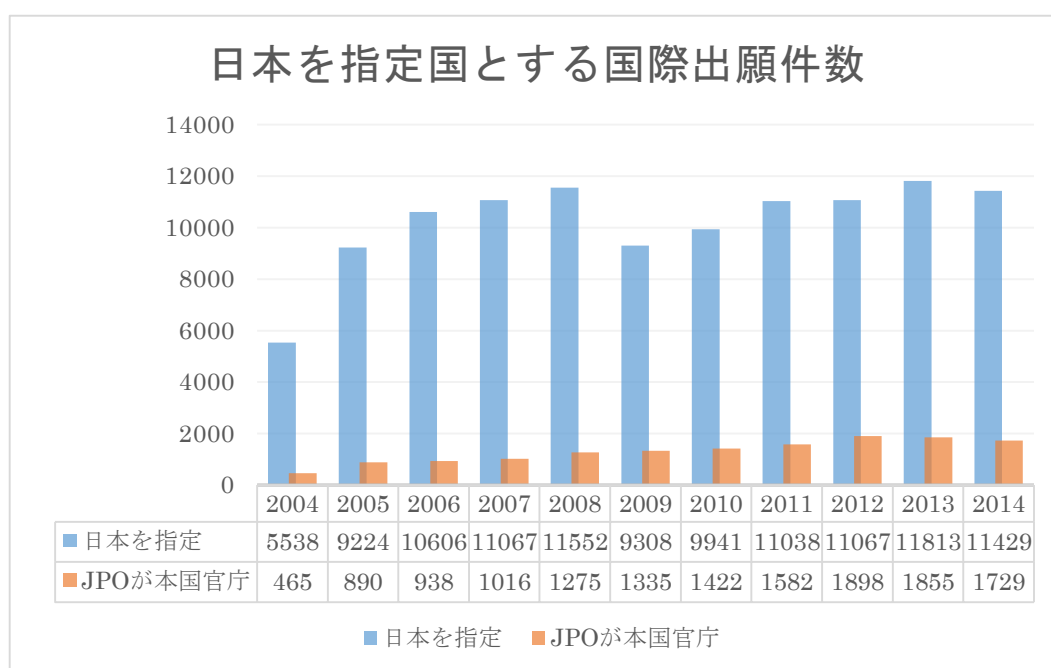
しかしながら、日本で国際出願が可能になった2000年3月から同年12月までに日本特許庁を本国官庁として提出された国際出願数は200件を割っており、その後数年間も、国際出願の件数はそれほど多くはなかった。

その後、徐々に出願件数は増え、利用件数は年々増加している。

以下は2004年以降の日本特許庁を本国官庁とする国際出願件数の推移である。(出典W I P O)



一方、日本を指定国とする海外からの国際出願件数（日本特許庁が指定官庁として受領する国際出願件数）の推移は以下の通りであり、日本を本国官庁とする出願件数を大幅に超えている。(出典W I P O)



日本を本国官庁とする国際出願件数がそれほど多くない理由については、いくつかの研究やアンケートなどがなされており、2013年に発行された「マドリッド協定議定書の利用における手続の課題に関する調査研究」により指摘された主な点は次の通りである。

- (1) 出願書類の作成や、手数料納付方法が煩雑である。
- (2) 指定商品及びサービスについて、日本の基礎出願又は基礎登録に含まれる日本語の商品及びサービス表示の英訳の表示が国際事務局で認められない場合や、また国際事務局で認められた英語表示が各指定国段階で受け入れられないことがある。
- (3) 基礎要件が厳格に解される。特に標章の同一性要件につき、日本では、欧文字に仮名文字を付した標章を出願することが多いが、海外では仮名文字を削除するなど標章に変更を加えたい場合も、変更を加えた標章は同一性要件を満たさない。
- (4) 加盟国数が少なく、保護を希望する国が加盟していない。特にアジア地域とブラジル、カナダなどの国が未加盟である。
- (5) セントラルアタックにより保護が失効する可能性が存在する。
この点は、実際には、第三者の基礎登録取消行為により、国際登録が失効する場合は少ないことが報告されている。
- (6) 指定国段階での分割が認められない。指定国において一部の商品及びサービスについて拒絶を受けたときでも、分割ができないため、拒絶に対して柔軟な対応ができない。

一方、海外から日本を指定する場合の問題点として、上記の調査研究は、

- (1) 手数料の二段階納付制度、
 - (2) 暫定的拒絶通報を受けた場合の日本特許庁に対する補正書提出期間が3月に限定され、1月の延長は認められるものの、期間経過後は日本特許庁に対する補正ができない点、
- などを挙げている。

なお、日本特許庁は、マドリッド協定議定書による出願（国際登録出願）の受理、および日本を指定する国際商標登録出願の審査について国際出願室を設けて対応し、また、出願書類の作成方法や、手数料納付方法などを日本語で特許庁ホームページにて詳細に説明している。

http://www.jpo.go.jp/index/kokusai_shutugan2/index.html

さらに、日本を指定して標章保護の拡張を希望する国際登録名義人のための情報を英語で掲載している。

https://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_under_the_madrid_protocol.htm

5. 最近の動向

当初のマドリッド協定議定書第5条(2)(e)と9条の6(2)には、特定条項について議定書発効から10年経過時(2005年12月1日)にマドリッド同盟総会で見直し、修正できることが規定されていた。また同盟総会はいつでも共通規則の見直しができることになっていた。

これを受けて、2005年7月に「マドリッドシステムの法的発展に関するアドホック作業部会」が、スイスジュネーブのWIPO本会議場で開催され、それ以来、1年に1回または2回作業部会が開催され、マドリッドシステムの利便性が向上するよう、種々の問題が検討され、規則改正がなされてきた。たとえば、「セーフガード条項(協定と議定書の双方により拘束される国相互間において、引き続き協定が適用されるとした規定)」の撤廃(2007年議定書の改正)、保護認容声明送付の義務化(2009年規則改正)、さらには出願人、名義人が所定期限を遵守できないときの救済措置の導入(2014年規則改正)などである。

作業部会での最近の審議事項としては、指定国段階における分割手続をマドリッドシステムで認めることの可否、さらに従属性の撤廃およびこれに関連して基礎要件の緩和について検討されている。特に従属性については、2014年に行われたユーザーアンケートを基に賛否両論があり、引き続き検討がなされていくようである。

おわりに

近年、議定書加盟国の増加や、規則改正など、マドリッドシステムに関する発展は目を見張る思いがする。特に議定書発効当初の加盟国は、中国、スペイン、スウェーデン及び英国の4か国であったところ、2015年9月の加盟国は96か国であり、2015年12月には、新たにラオスが加盟して97か国になり、今後も加盟国は増加するものと思われる。

加盟に当たっては国内法改正、インフラの整備、ユーザへの説明など、クリアすべき多くの点があるが、本書で紹介したマドリッド協定議定書の概要が、加盟を検討中の国の方々にとって少しでも参考になれば幸いである。

参考情報

W I P Oはホームページで議定書に関する有用な情報を提供している。

1. マドリッド協定、同議定書及び共通規則、実施細則
http://www.wipo.int/treaties/en/registration/madrid_protocol/#treaties
2. マドリッド協定及び同議定書に基づく標章の国際登録に関するガイド
http://www.wipo.int/treaties/en/registration/madrid_protocol/#treaties

このガイドには、マドリッド制度の手続等について詳細な説明が記載されている。
3. 官庁向け情報
 - (1) 加盟国官庁のための情報
http://www.wipo.int/madrid/en/contracting_parties/
 - (2) 加盟予定国のための情報
http://www.wipo.int/madrid/en/contracting_parties.html
4. 締約国情報
 - (1) 加盟国一覧
http://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/documents/pdf/madrid_marks.pdf
 - (2) 各締約国官庁手続きなどの情報
http://www.wipo.int/madrid/en/members/ipoffices_info.html
5. 願書等公式様式 (MM 2、MM 4～MM 20)
<http://www.wipo.int/madrid/en/forms/>
6. モデル様式 (様式1～9)
http://www.wipo.int/madrid/en/contracting_parties/model_forms.html
7. W I P O公報
<http://www.wipo.int/madrid/gazette/>

8. W I P O のオンラインサービス

(1) 願書作成

① 手数料計算ツール (Fee calculator)

<http://www.wipo.int/madrid/en/fees/calculator.jsp>

オンラインで国際出願手数料、甲新手数料額などを計算できる。

② 指定商品及びサービスの表示のデータベース

(Goods and Services Manager)

<http://www.wipo.int/mgs/index.jsp?lang=en>

指定商品及びサービスのリスト作成の支援のためのオンラインツールで、ニース分類、三極、米国データベース、マドリッド制度で頻出する用語などから抽出した7万語を超える表示を収録し、キーワードなどに基づく検索が可能で、W I P O で採択可能な表示、特定指定国における採択可能な表示をチェックできる。

(2) 特定手続

① 手続処理状況確認 (Madrid Real time Status)

<http://www.wipo.int/mrs/IndexController?lang=EN>

特定国際登録の個別の手続一覧が表示され、それぞれの現在の状況が表示される。提出書類の受付状況、処理状況を確認できる。

② オンライン料金納付(E-Payment)

<https://webaccess.wipo.int/epayment/>

クレジットカードなどで料金納支払いが可能である。

③ オンライン事後指定 (E-Subsequent Designation)

<https://www3.wipo.int/osd/>

クレジットカードなどでオンラインにて国際登録の事後指定手続及び手数料支払いができる。

④ オンライン更新 (E-Renewal)

https://webaccess.wipo.int/trademarks_ren/

クレジットカードなどで国際登録の更新手続及び手数料支払いが可能である。

(3) 管理

ROMARIN（全国際登録のデータベース）

<http://www.wipo.int/madrid/en/romarin/>

国際登録の内容、ステータス確認が可能であって、指定国における暫定的拒絶通報の内容も含めて経過を確認できる。情報は毎日更新されているとのことである。

参考文献

1. 「マドリッド制度における手続概要（管理実務）」
日本弁理士会平成27年度会員研修テキスト 日本弁理士会
2. 「商標の国際登録制度（マドリッド制度）について」
平成26年度知的財産制度説明会テキスト JPO／WIPO
3. 「マドリッド協定議定書の紹介」
特許庁、発明協会 アジア太平洋工業所有権センター
4. 「マドリッドプロトコル実務の手引き」 河合千明／齊藤純子
発明協会
5. 「マドリッド協定議定書の利用における手続の課題に関する調査研究」
平成24年度日本特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書
6. Madrid experience Sharing Report
2014Report WIPO／JPO